

八尾市はつらつプラン (改定版)

～第3次八尾市男女共同参画基本計画～

令和3（2021）年3月
八尾市

ごあいさつ



本市では、平成28（2016）年に「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を策定し、男女共同参画及び女性活躍の推進に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。この間、人口減少・少子高齢化が進行する一方で、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、社会全体で働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取り組みも進められてきました。

このような中、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。とりわけ配偶者等からの暴力の増加、女性の雇用や所得への影響など、これまでの固定的な性別役割分担意識に起因した様々な問題が深刻化しており、男女共同参画の重要性が改めて認識されているところです。

このたび計画期間の中間年を迎えるにあたり、計画に基づくこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な取り組みを進めるべく見直しを行い、「八尾市はつらつプラン（改定版）～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を策定しました。

大規模自然災害や感染症の流行をはじめとする様々な苦難を乗り越え、支援を必要とするあらゆる人々を含めて誰一人取り残さない社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが対等に参画し、個性や能力を自由に発揮することのできる男女共同参画の視点が不可欠です。こうした認識のもと、男女共同参画意識の醸成と多様性の理解促進を積極的に進めてまいります。皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました八尾市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、男女共同参画についての市民意識調査や「DAISUKI八尾！若者ワークショップ」、パブリックコメント等において貴重なご意見をいただきました皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

八尾市長

大松 桂右

目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 男女共同参画社会とは.....	1
2 国、大阪府の動向.....	2
3 改定の目的.....	5
4 計画の位置づけ.....	7
5 計画の期間.....	8
第2章 八尾市の男女共同参画の現状と課題	9
1 統計データからみえる八尾市の現状.....	9
2 計画の目標の評価.....	16
3 八尾市の男女共同参画の課題.....	18
第3章 計画のめざす方向	30
1 計画の基本理念.....	30
2 計画の目標.....	31
3 計画の体系.....	33
第4章 計画の内容	34
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成.....	34
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進.....	37
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり.....	43
【計画の数値目標一覧】.....	50

第5章 推進体制	51
1 庁内の推進体制の充実	51
2 市民、事業者等との連携	51
3 国、府等関係機関との連携	51
4 計画の進捗管理	52
5 男女共同参画に関する調査・研究	52
資料編	53
1 用語解説（五十音順）	53
2 関連法規	56
3 八尾市男女共同参画推進条例	84
4 八尾市男女共同参画審議会規則	87
5 八尾市男女共同参画審議会 委員名簿	89
6 計画の改定経過	90
7 男女共同参画に関する国内外の動き	91

用語解説について

本文中に「*」を付けている用語は、参考資料の用語解説に掲載している用語です。



第1章

計画の改定にあたって

1 男女共同参画社会[※]とは

「男女共同参画社会基本法[※]」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 国、大阪府の動向

(1) 国の動向

我が国においては、平成11（1999）年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

平成22（2010）年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災においては、避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や意思決定過程への女性の参画が十分でなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなど、防災分野における男女共同参画の推進について更に取り組みを進める必要性が明らかとなり、「防災基本計画」の修正、「災害対策基本法」の改正、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の作成などの取り組みが進められてきました。令和2（2020）年5月には、女性の視点から地域での災害対応力の強化を図ることを目的に、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインが作成されています。

平成24（2012）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」が策定されました。

平成27（2015）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」*（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、職業生活における女性の活躍を進めるとともに、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立をめざした取り組みが進められてきました。そして令和元（2019）年、女性活躍推進法等の一部改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメントの防止等、取り組みが強化されました。

また、政治分野においては、平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法で成立し、基本原則として議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等をめざし、各主体における取り組みが始まったところです。

男女間の暴力に関しては、平成25（2013）年7月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※（以下「DV防止法」という。）」が相次いで改正されました。「改正ストーカー規制法」では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに法の規制対象とされ、同年10月に施行されました。「改正DV防止法」では、それまで適用対象外であった「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」を法の適用対象として、平成26（2014）年1月に施行されました。加えて、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV※の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化される等の改正がされ、令和2（2020）年4月に施行されました。

また、リベンジポルノ※が若年層を中心に社会問題化しており、平成26（2014）年11月に、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が成立しました。

さらに、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、女性活躍推進法を踏まえ、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ※問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題に対する施策が展開されてきましたが、令和元（2019）年に、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本の順位は153か国中121位（前回は149か国中110位）と、世界的にみても低い水準となっており、男女共同参画のより一層の推進が求められています。

こうした中、令和2（2020）年12月25日に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

(2) 大阪府の動向

大阪府では、昭和56（1981）年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が、昭和61（1986）年に「21世紀をめざす大阪府女性プラン（第2期行動計画）」が、平成3（1991）年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画－女と男のジャンプ・プラン」が、さらに平成9（1997）年には、「北京行動綱領」等を踏まえて、「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定されました。

平成10（1998）年には、「大阪府附属機関条例」に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14（2002）年4月「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置され、平成13（2001）年7月には、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざした「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定されるとともに、平成14（2002）年4月には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成23（2011）年には、市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定されました。

そして、平成28（2016）年には、女性の活躍を推進する国の動向や今日的課題、大阪府男女共同参画審議会答申などを踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

また、平成29（2017）年3月には、性的マイノリティ※の人権問題について、府民意識の啓発や府職員に対する研修等に関する取り組みの方針をまとめた「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を策定しました。さらに、令和元（2019）年10月には、性的指向※及び性自認※の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行され、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくし、当事者が抱える課題の解決に向けて、性の多様性に関する理解を深める施策に取り組んでいます。

3 | 改定の目的

本市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28（2016）年に、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」（計画期間：平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）を策定しました。計画の目標である「誰もが^{いき}^{いき}活き活きと活躍できる共同参画社会へ」をめざし、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、女性が就職・結婚・出産・子育てなど様々な転機において自己決定し、職場や家庭、地域など日々の暮らしの中で多様な生き方で活躍できる社会環境づくりとともに、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者の支援体制の強化を図るなど、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画が十分ではなく、家事は女性が担っていることが多い状況です。

また、女性の就業率※は増加しており、女性が仕事をすることについて肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランス※の実現も課題として残されています。

さらに、性的マイノリティについての理解は広がりつつあるものの、差別や偏見などの問題が依然として存在することから、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくし、当事者が抱える課題の解決に向けて、性の多様性に関する理解を深めることが必要です。

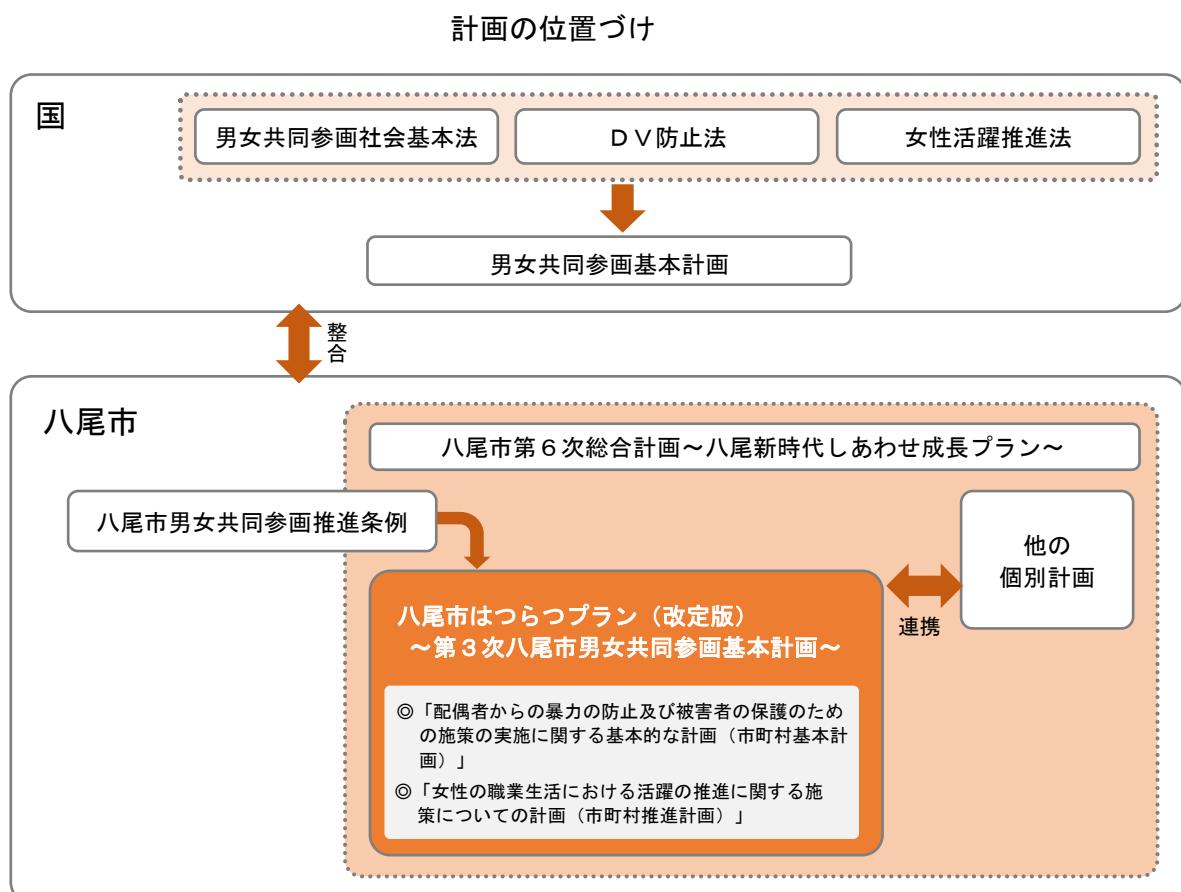
新型コロナウイルス感染拡大により、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワーク※の導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。しかし一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。また、DV被害者の中には、コロナ禍の中で相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されています。

こうした課題を踏まえ、今後本市では、社会における多様な価値観の尊重、男女共同参画のさらなる推進が求められます。そのため、アンコンシャス・バイアス等の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・地域・働く場といったあらゆる場において課題を解決するとともに、深刻化するDVやあらゆる暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取り組みの充実が必要です。加えて、ワーク・ライフ・バランスの推進等、男女共同参画の推進については、市がモデルとなり、率先して進めていくことが必要です。

このたび、平成 28（2016）年に策定した「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」について、これまでの社会経済情勢や国・府の動向を踏まえ、誰もが性別にかかわりなく、互いに人権を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を発揮して、活き活きと活躍できる男女共同参画社会の早期実現に向け、より一層の取り組みを推進するため、中間見直しを行いました。

4 | 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する市町村男女共同参画計画です。
- (2) 「八尾市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を継続、発展させる計画です。
- (3) 「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」を上位計画とし、他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- (4) 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」の内容を含む計画です。
- (5) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」の内容を含む計画です。



5 | 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

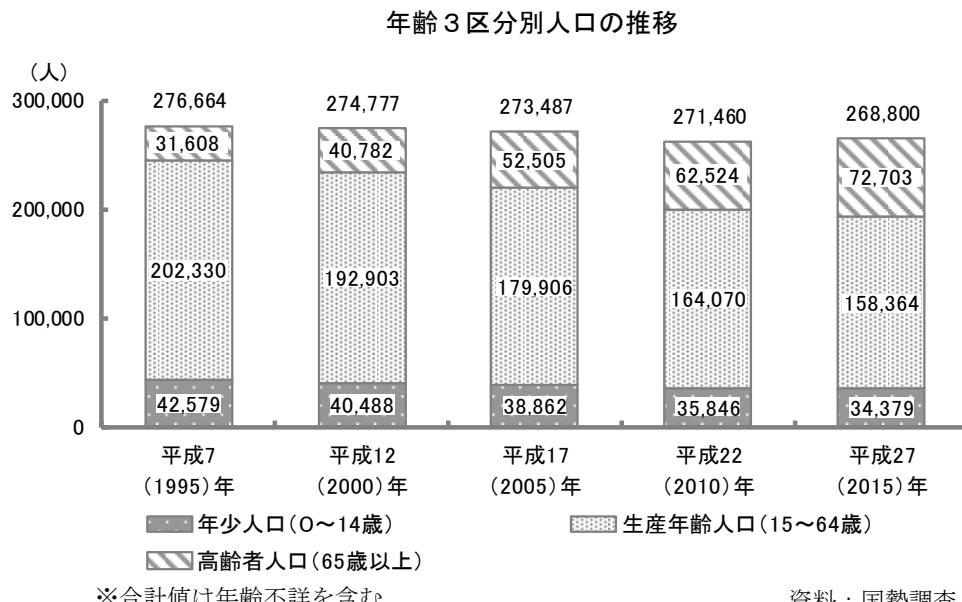
令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
八尾市はつらつプラン（改定版）～第3次八尾市男女共同参画基本計画～				

八尾市の男女共同参画の現状と課題

1 統計データからみえる八尾市の現状

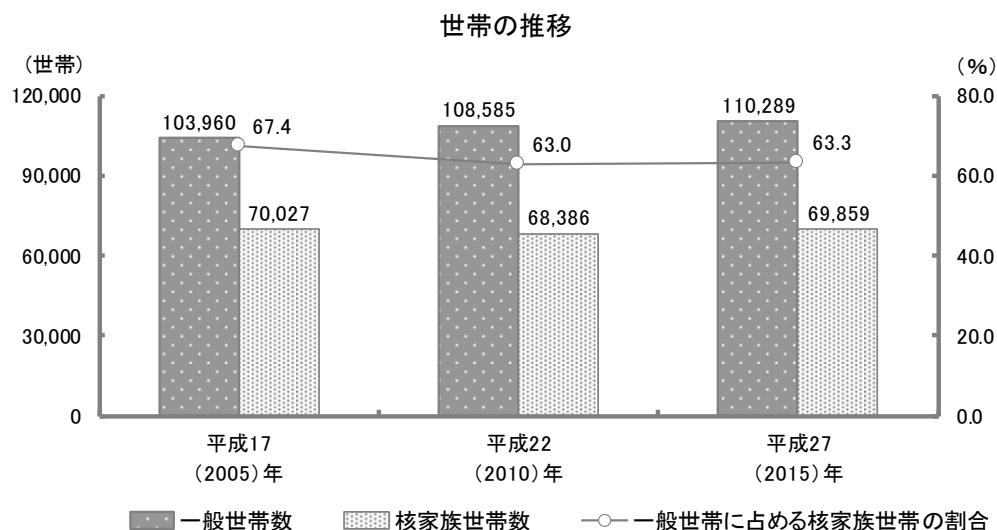
(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



(2) 世帯の推移

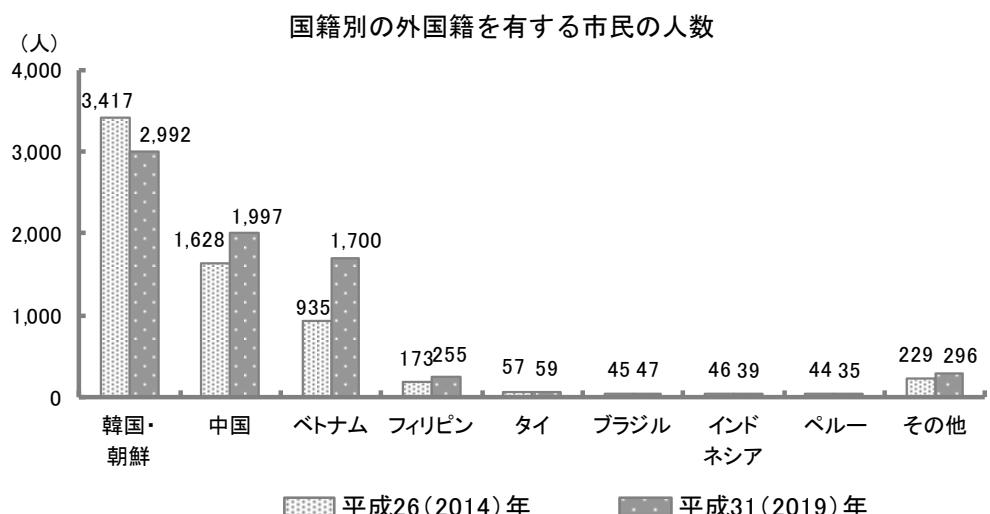
本市の核家族世帯（「夫婦のみの世帯」「親と子どもから成る世帯」）の数は、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて、1,473世帯増加し、平成27（2015）年で69,859世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

(3) 国籍別の外国籍を有する市民の人数

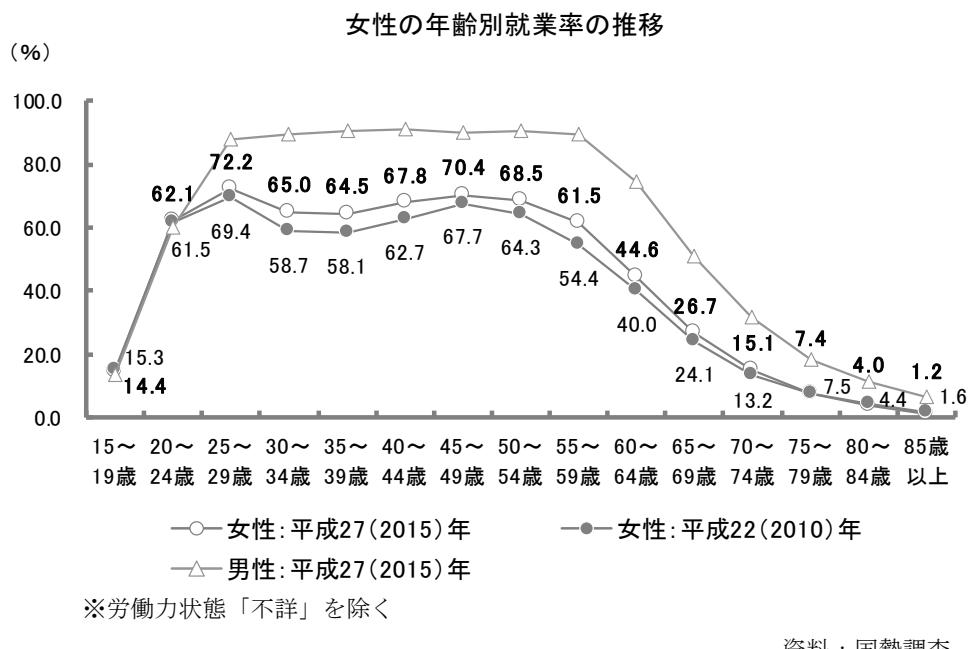
平成31（2019）年における本市の外国籍を有する市民の人数は7,420人で、人口の2.8%となっており、平成26（2014）年と比べて0.4ポイントの増加となっています。



資料：国籍別人員調査（各年4月1日現在）
住民基本台帳（各年3月31日現在）

(4) 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22（2010）年に比べ平成27（2015）年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

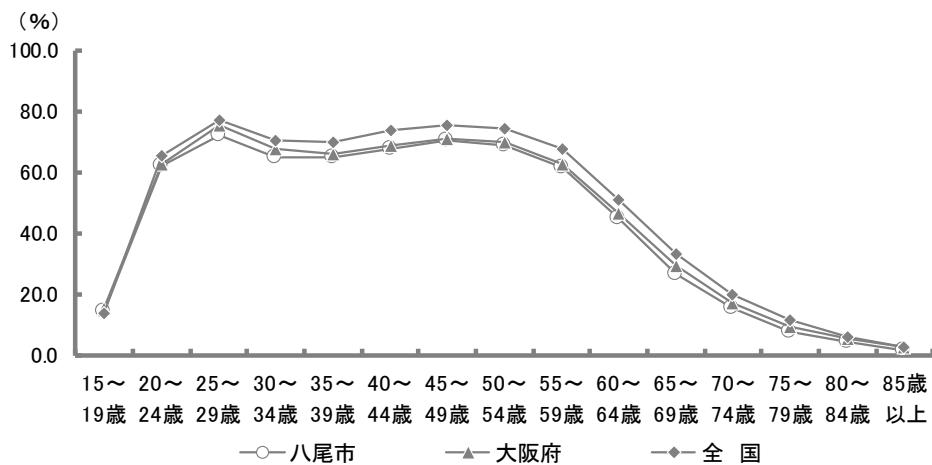


資料：国勢調査

(5) 女性の年齢別就業率（国・府比較）

本市の平成27（2015）年の女性の年齢別就業率を全国、府と比較すると、各年代で全国、府より低くなっています。

女性の年齢別就業率（国・府比較）

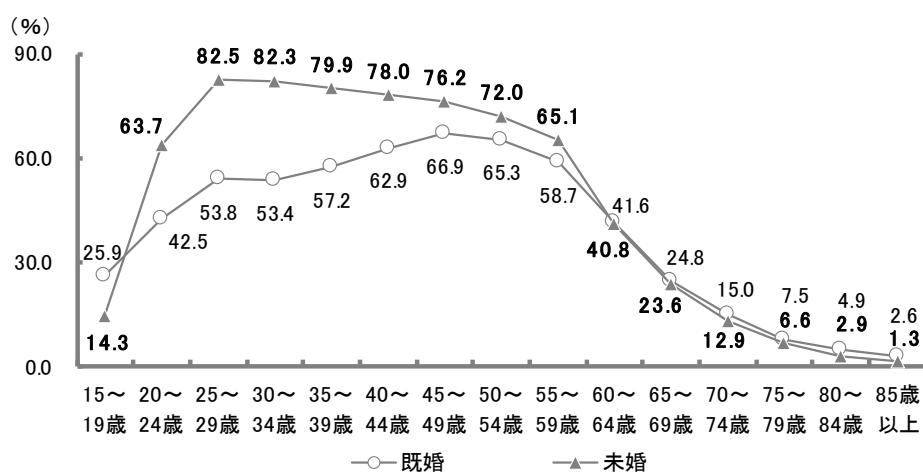


資料：国勢調査

(6) 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27（2015）年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において未婚者に比べて既婚者の就業率が低くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



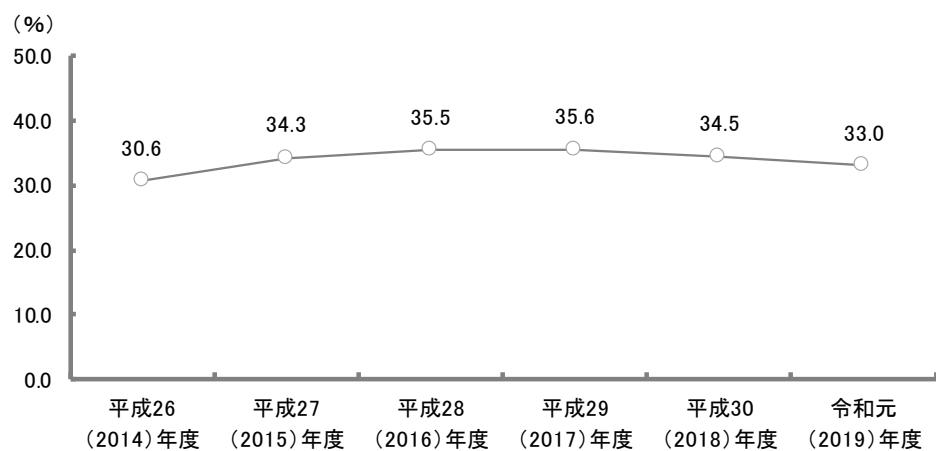
※労働力状態「不詳」を除く

資料：国勢調査

(7) 市の審議会、委員会などにおける女性委員割合の推移

本市の審議会等における女性委員割合をみると、平成29（2017）年度をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年度では33.0%となっています。

市の審議会、委員会などにおける女性委員割合の推移

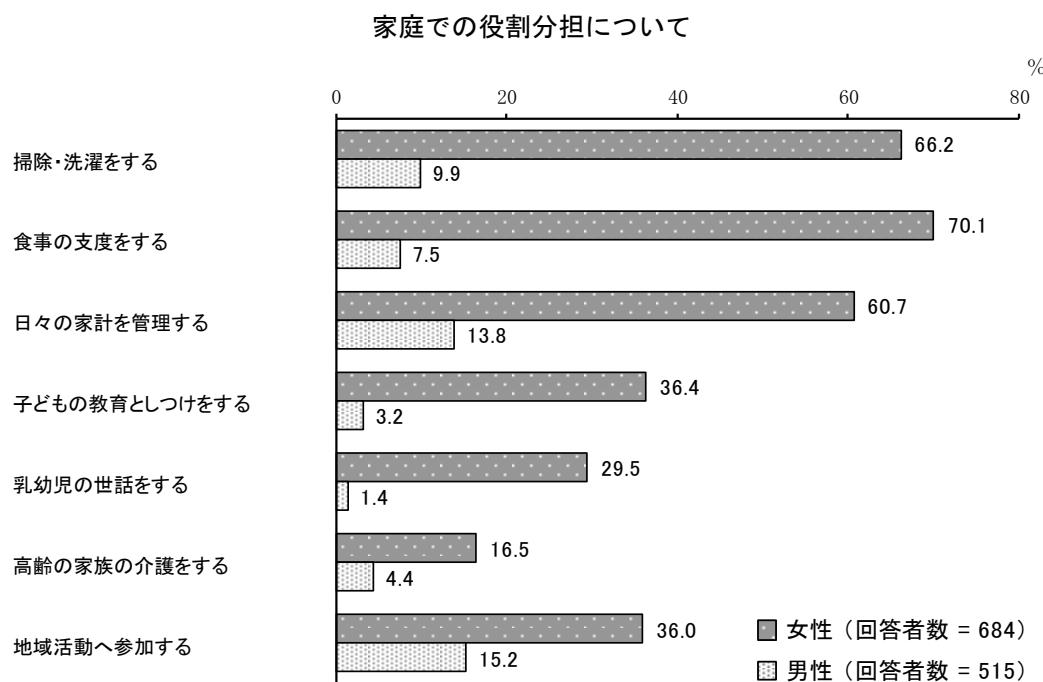


資料：行政改革課調べ（各年度3月31日現在）

(8) 家庭での役割分担についての現状

家庭での役割分担についての現状をみると、「食事の支度」は女性の70.1%が、「掃除・洗濯」は女性の66.2%が、すべて、あるいは主に自分が担当、と回答しています。また、配偶者（パートナー）と自分が同じ程度に担当と回答した割合は、共働きカップルにおいて高くなる傾向がありました。

また、「子どもの教育としつけをする」「乳幼児の世話をする」「高齢の家族の介護をする」といった子育てや介護について、男性の分担割合が低い傾向があります。



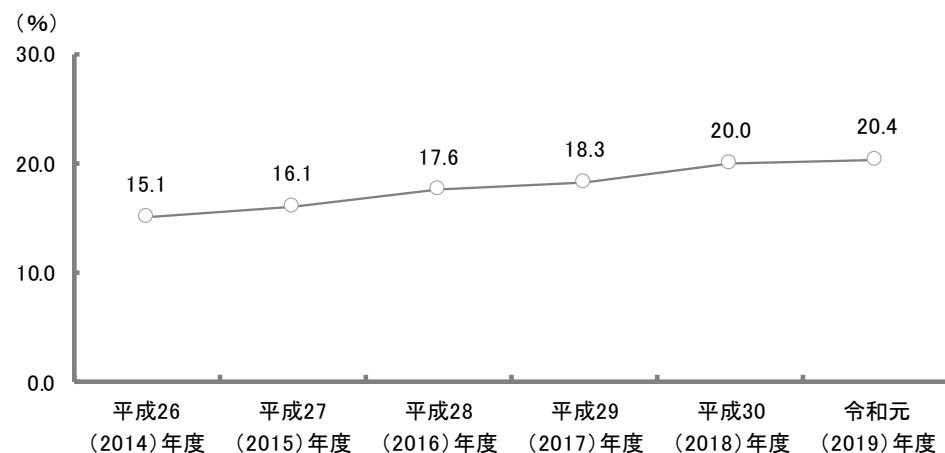
※「すべて自分が担当」「主に自分が担当」を合わせた割合

資料：男女共同参画についての市民意識調査

(9) 女性管理職（課長補佐級以上）の割合の推移

本市の女性管理職（課長補佐級以上）の割合の推移をみると、年々増加し、令和元（2019）年度で20.4%となっており、平成26（2014）年度よりも5.3ポイント高くなっています。

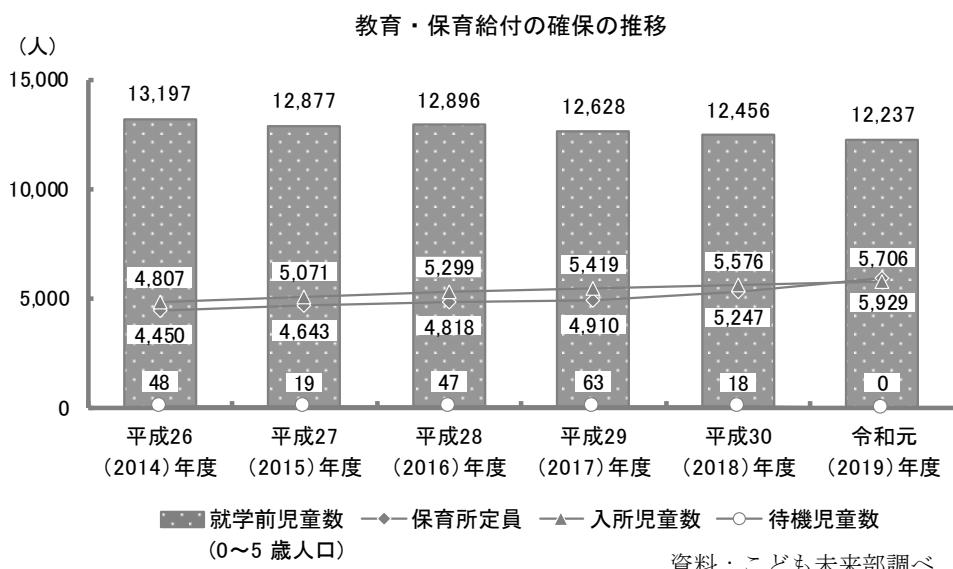
女性管理職（課長補佐級以上）の割合の推移



資料：人事課調べ

(10) 教育・保育給付の確保の推移

本市の教育・保育給付の確保の推移をみると、保育所定員と入所児童数は増加傾向にあり、待機児童数は増減を繰り返していましたが、令和元（2019）年度で解消されています。

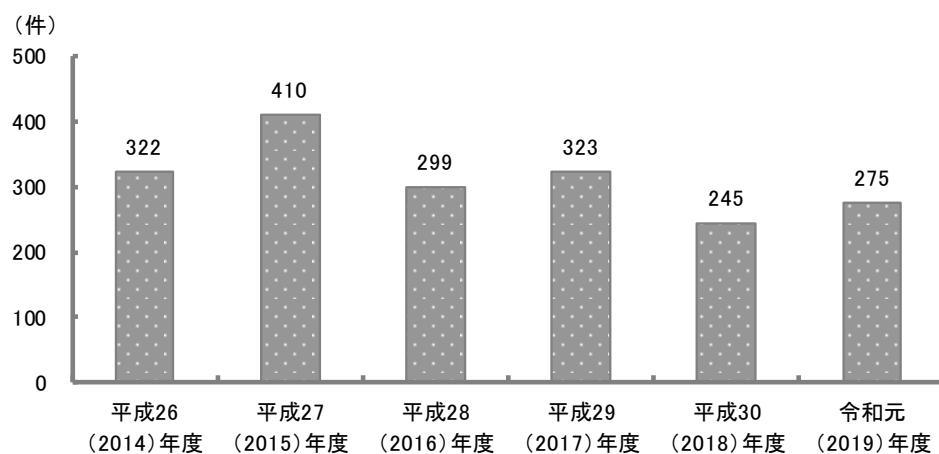


資料：こども未来部調べ

(11) DV相談件数の推移

本市のDV相談件数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和元（2019）年度で275件となっています。なお、令和元（2019）年度においては、女性からの相談が272件、男性からの相談が3件となっています。

DV相談件数の推移

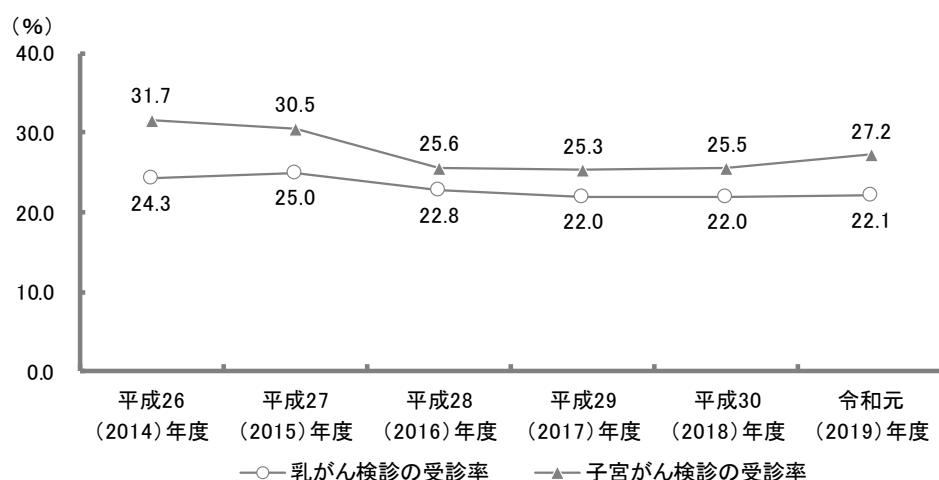


資料：人権政策課調べ

(12) 乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移

本市の乳がん検診の受診率は、平成29(2017)年度以降は横ばいで推移しており、令和元（2019）年度で22.1%となっています。また、子宮がん検診の受診率は、平成29 (2017) 年度以降微増しており、令和元（2019）年度で27.2%となっています。

乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移



資料：健康推進課調べ

2 計画の目標の評価

基本目標Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍推進」では、「市の男性職員の育児休業取得者数及び部分休業取得者数」及び「保育所の入所待機児童数」が目標値を達成しています。令和元（2019）年度で新たに育児休業を所得された方の取得期間をみると、5日未満が3人、5日以上2週間未満が11人、1月以上3月末満が1人、12月以上24月末満が1人となっています。しかし一方で「市の職員の出産補助休暇取得者率」は減少しています。引き続き市がモデルとなって仕事と子育ての両立を支援とともに、事業所等においても育児休業等の取得を促進していくことが必要です。また、「市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合」、「市役所の女性管理監督職（監督職以上）の割合」、「小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合」は増加となっているものの目標値の達成には至っていないことから、あらゆる分野への女性の参画促進に向けた取り組みが引き続き必要です。特に市の女性管理職（課長補佐級以上）の割合は年々増加し、令和元（2019）年度で20.4%となっているものの、監督職以上の割合に比べると16.2ポイント下回っており、女性管理職の育成に向けた取り組みが必要です。

基本目標Ⅱ「誰もが安心して暮らせる社会づくり」では、「乳がん検診の受診率」及び「子宮がん検診の受診率」が減少となっているほか、「配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合」で女性が増加、「DV被害に対する相談窓口の認知度（「相談窓口を1つも知らない」人の割合）」が増加となっています。引き続き生涯を通じた健康への支援に努めるとともに、DV根絶に向けた取り組みの強化及び相談窓口の積極的な周知が必要です。

基本目標Ⅲ「男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」では、「八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度（「知っている」と答えた人の割合）」は横ばいで、依然として低く、男女共同参画についての意識啓発を含め、目標値の達成には更なる取り組みが必要です。

	項目（指標）	単位	策定値 (平成26 (2014) 年度)	現状値 (令和元 (2019) 年度)	目標値 (令和7 (2025) 年度)	評価
基 本 目 標 I	市の男性職員の 育児休業取得者数 及び部分休業取得 者数	人	3	23	14	↗
	市の職員の出産 補助休暇取得者率	%	94.3	85.7	100.0	↖

	項目（指標）	単位	策定値 (平成26 (2014) 年度)	現状値 (令和元 (2019) 年度)	目標値 (令和7 (2025) 年度)	評価
基 本 目 標 Ⅰ	保育所の入所待機児童数	人	48	0	0	↗
	市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	%	30.6	33.0	40.0	↗
	女性委員の参画がない審議会等の数（休会中を除く）	会議体	11	7	0	↗
	市役所の女性管理監督職（監督職以上）の割合	%	34.5	36.6	42.5	↗
	小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合	%	19.8	21.8	30.0	↗
基 本 目 標 Ⅱ	乳がん検診の受診率	%	24.3	22.1	50.0	↖
	子宮がん検診の受診率	%	31.7	27.2	50.0	↖
	配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合	%	女性 29.3 男性 16.1	女性 29.9 男性 12.8	女性 15.0 男性 8.0	女性 ↘ 男性 ↗
	DV被害に対する相談窓口の認知度（「相談窓口を1つも知らない」人の割合）	%	10.6	14.2	5.0	↖
基 本 目 標 Ⅲ	男女共同参画が実現していると思う市民の割合	%	27.2	33.2	35.0	↗
	八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度（「知っている」と答えた人の割合）	%	7.7	7.9	50.0	→

※評価については、策定値からみた現状値の推移を評価したもの

3 | 八尾市の男女共同参画の課題

「基本目標I あらゆる分野における女性の活躍推進」についての課題

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

女性の社会進出が進んでいる現状で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児・介護との両立や自己実現を可能にするなど、誰もが社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

令和元（2019）年度に実施した「男女共同参画についての市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」では、仕事と生活の調和について、希望は「仕事と個人の生活をともに優先したい」が48.8%で最も高く、次いで「個人の生活を優先したい」が36.6%となっていますが、現実は「仕事を優先している」が32.8%で最も高くなっています。さらに、家庭生活について、「掃除・洗濯をする」「食事の支度をする」「日々の家計を管理する」「子どもの教育としつけをする」「乳幼児の世話をする」「高齢の家族の介護をする」「地域活動へ参加する」では、主に女性が担当している割合が高くなっています。また、女性と男性で家事の分担意識にギャップが生じている項目があり、特にフルタイム同士の共働きにおいて、顕著にあらわれています。

一方、男女が対等に働いたり、地域も含めた社会の様々な場面で能力を活かして活動したりするために必要なことについて、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気の醸成」が58.1%、「賃金、昇給の男女格差をなくす」が51.7%、「子育てや介護のための施設やサービスを充実させる」が50.1%となっています。

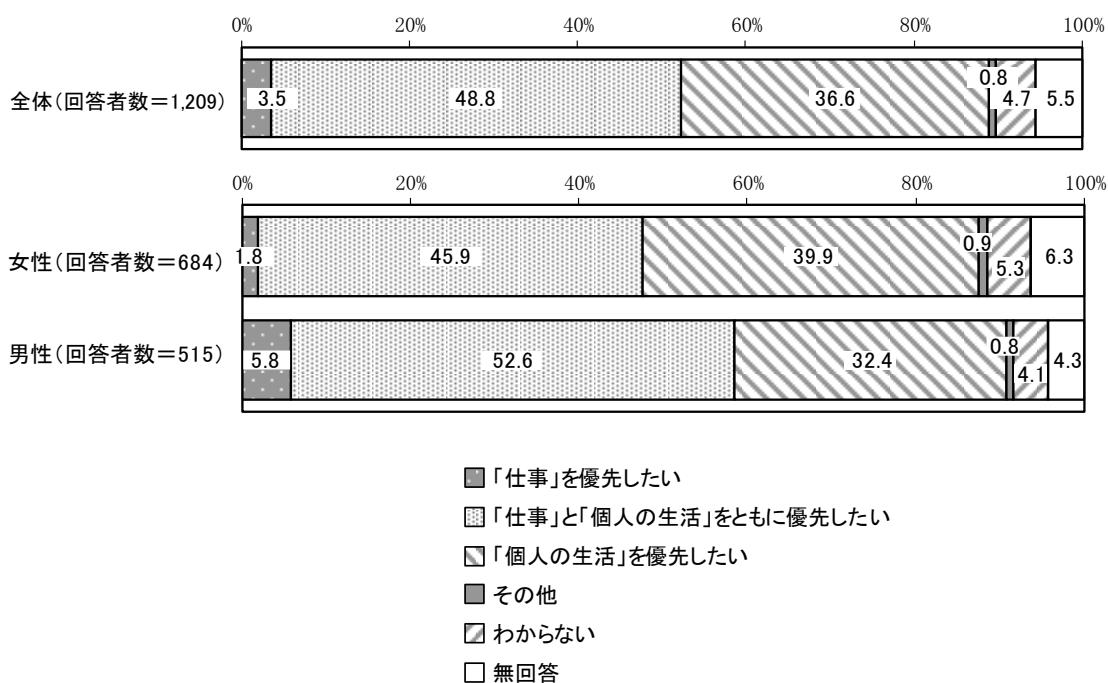
また、市内の中学生（義務教育学校7年生～9年生含む）や高校生からは、すべての人が自由に活躍するために必要なことを考える中で、誰もが働きやすい仕組みづくりとして、ワーク・ライフ・バランスについての意見が多く出され、これから社会に出る若い世代が高い関心を寄せていることがうかがえます。

家庭生活においては、共働き世帯が増加している状況の中で、性別にかかわらず家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。そのため、家事・育児・介護・家庭の行事等は家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

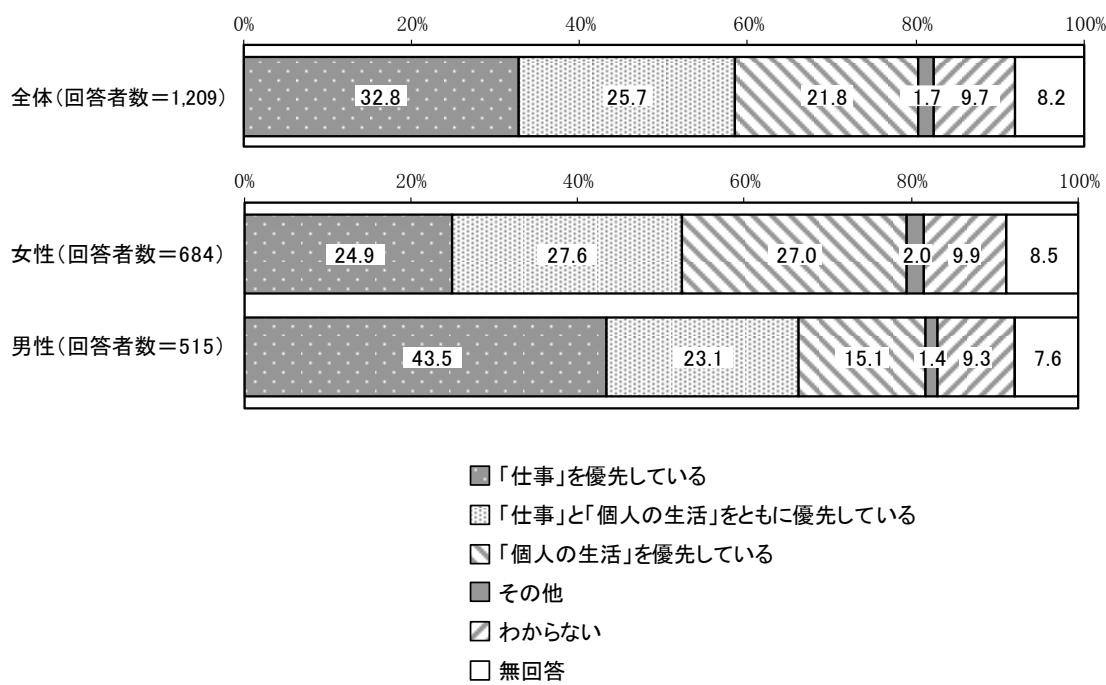
さらに今後、女性が結婚、出産、子育てを経験しても継続して就労しながら経験を積み重ねられる環境づくりを行うために、育児休業や介護休業の取得促進を図るとともに、雇用者側にも、平等な雇用機会と待遇確保の啓発を進めが必要です。

仕事と生活の調和について（希望と現実）

【希望】



【現実】



○ 政策・方針決定の場における女性の積極的な登用について

男女共同参画社会を実現し、今後の少子高齢化の進行や社会の変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。

市民意識調査では、男女平等に関する意識について、「政治の場」で「男性の方が優遇されている」と考える人の割合は68.6%、「社会全体」では63.4%と高くなっています。また、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて、「男女平等の視点で法律や制度を改める」が33.0%となっています。

また、市内の中学生（義務教育学校7年生～9年生含む）や高校生からは、すべての人が自由に活躍するために必要なこととして、家庭や職場での男女平等とともに、能力を活かして活躍できるような環境が必要という意見が出されています。

政策・方針決定の場における女性の参画を進めていくため、今後は女性、男性に限らず一人ひとりが意見を出せる場や参画する機会を増やすとともに、各分野で活躍する人材の育成を進め、積極的改善措置の実行を通じて、性差のない登用を進めていくことが必要です。

○ 性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりについて

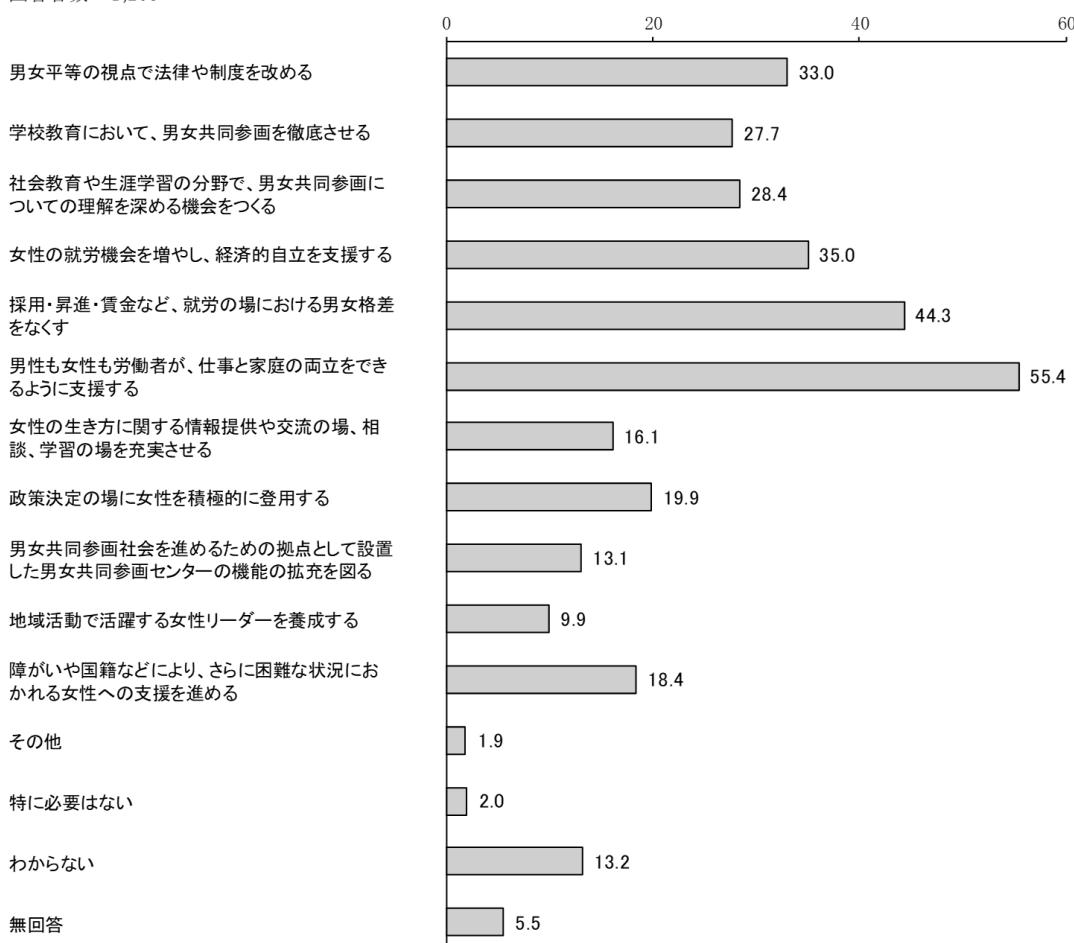
働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることが男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。

25～39歳の女性の就業率は、未婚者に比べて既婚者で概ね23～29ポイントほど低くなっています。結婚・出産を機に離職する人がいまだに多くみられます。

市民意識調査では、女性が仕事に就くことについて、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」が33.3%で最も高く、次いで「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける方がよい」が20.4%、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける方がよい」が11.9%と、女性が仕事をすることに肯定的な意見が高くなっています。また、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて、「男性も女性も労働者が、仕事と家庭の両立をできるように支援する」が55.4%で最も高く、「採用・昇進・賃金など、就労の場における男女格差をなくす」が44.3%、「女性の就労機会を増やし、経済的自立を支援する」が35.0%となっています。

男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて

回答者数 = 1,209



今後、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇給の機会などでの男女差別をなくし、性別にかかわらず、働きやすい職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることができます。また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の円滑な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

働き方改革や新型コロナウイルス感染拡大などの非常時を想定した新しい生活様式を踏まえ、一人ひとりがリモートワークなどの柔軟で多様な働き方のできる環境づくりが事業所に求められており、そのための取り組みが必要です。

「基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり」についての課題

○ 女性を含む様々な人々の健康づくりの推進について

性別にかかわらず互いの人権を尊重し、健康で活き活きと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

市では、心と体の健康に関する学習機会の提供やママパパ教室、健康教育を実施するとともに、がん検診の受診率向上のため利便性を図る取り組みや、妊婦健診の受診回数の拡充などを実施しています。

女性の妊娠・出産期、男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージ※、また、多様なライフコース※に応じてそれぞれの健康上の課題があります。うつ病等の心の病についても依然として問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、関係機関と連携しながら健康づくりに取り組むことが必要です。

また、不妊・不育に悩む方々への支援について課題認識し、男女共同参画の視点から相談窓口の周知等に努めていくことが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の中、女性の自殺者数が増加しています。就労の問題だけではなく、コロナ禍が家庭や人間関係など様々な場面において影響を及ぼし、自殺者数の増加に結び付いている可能性があることから、包括的な支援が必要となっています。

○ あらゆる暴力の根絶について

セクシュアル・ハラスメント※（セクハラ）やドメスティック・バイオレンス（DV）※等は、基本的人権に係る大きな問題です。加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気付かないうちに、被害が深刻化しやすいうことがあげられます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、生活不安・ストレスに起因する配偶者等からのDV被害の深刻化が指摘されています。

市民意識調査では、「パワハラを見たり受けたりしたことがある」が男女ともに4割以上と最も高く、一方で「セクハラを見たり受けたりしたことがある」では、女性で30.0%、男性で16.9%となっており、セクシュアル・ハラスメントの認識について性別によるギャップが生じています。

配偶者（パートナー）や交際相手など親密な関係にある人から、「殴る、ける、突き飛ばす、引きずり回す、ものを投げられるなどの暴力をふるわれた」と回答した女性が8.5%（男性は2.1%）、「大声でどなられた」と回答した女性が15.9%（男性は6.2%）いるなど、多くの方が様々なかたちでのDVを経験しています。また、暴力を受けたときの対応について、男女ともに「我慢した」が4割以上と最も高く、次いで女性は「家族や親族に相談した」「友人や知人に相談した」「どこ（だれ）にも相談しなかった」、一方男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」が多く、一人で抱え込む傾向が高くなっています。

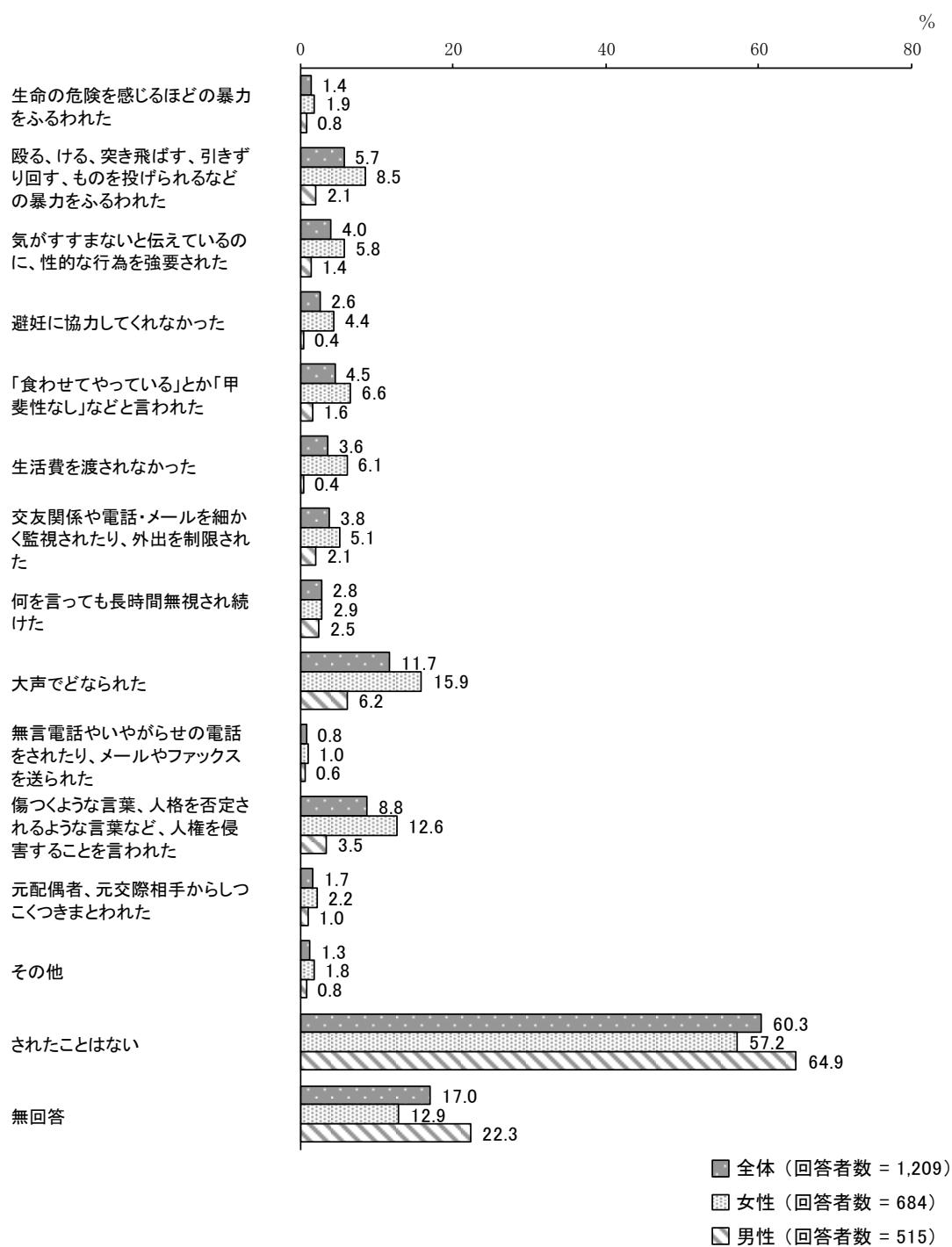
「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）理由について、「相談するほどのことではないと思った」が女性で33.3%、男性で63.6%となっており、男女ともに最も高く、次いで女性は「相談しても無駄だと思った」「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」、男性は「自分にも悪いところがある」の割合が高くなっています。さらに、配偶者など親密な関係にある人からの暴力についての相談窓口について、「1つも知らない」が14.2%となっています。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、暴力をなくすために必要なことについて、「子どもの頃から、学校における人権教育（男女平等、DV、からだと心を大切にする性についての教育など）を充実させる」が50.7%で最も高く、次いで「子どもの頃から、家庭における人権教育（男女平等、DV、からだと心を大切にする性についての教育など）を充実させる」が46.2%、「被害者の相談窓口や保護施設を充実させる」が44.8%、「法律・制度の制定や見直しをおこなう」が43.8%となっています。

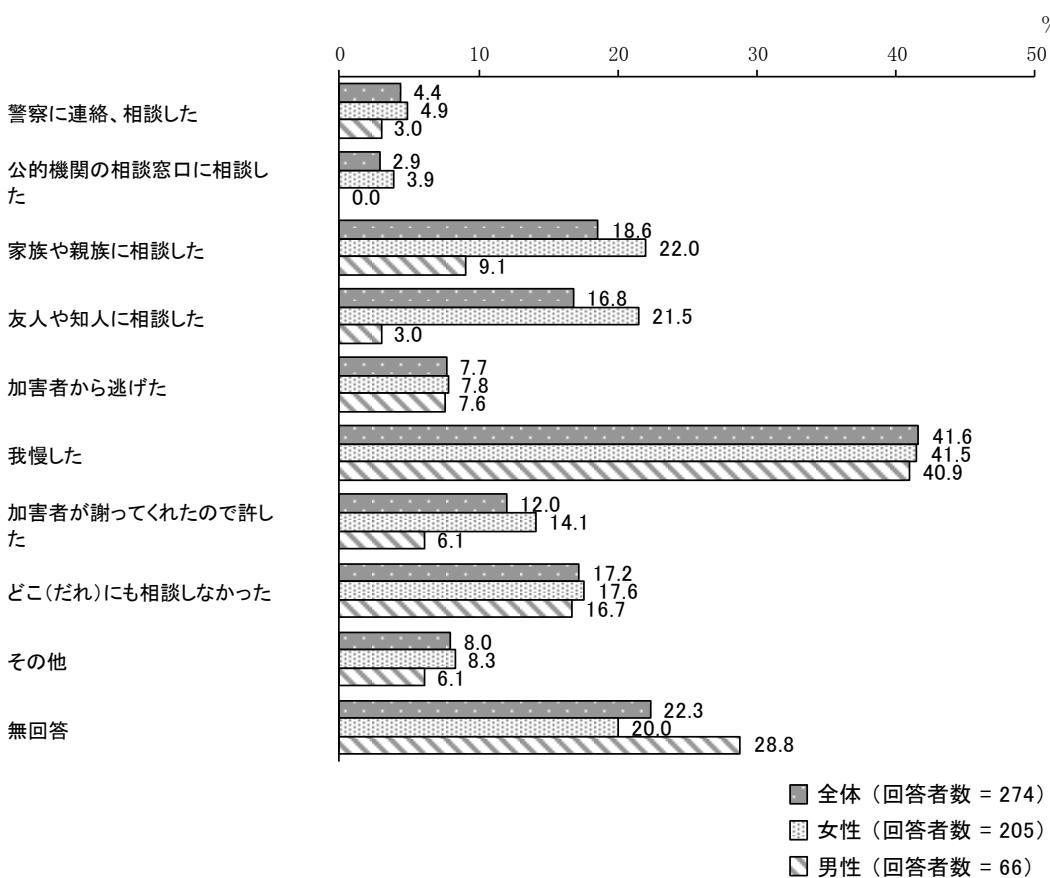
また、男女が対等に働いたり、地域も含めた社会の様々な場面で能力を活かして活動したりするために必要なこととして、「あらゆるハラスメントをなくす」が35.2%となっています。

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、子どもの頃からDVについての周知や人権教育の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高め、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取り組みを推進することが必要です。

配偶者（パートナー）や交際相手など親密な関係にある人からされたことについて



配偶者（パートナー）や交際相手など親密な関係にある人から暴力を受けたときの対応について



○ 様々な困難を抱えた人々への支援について

生活困窮や介護・介助を必要とする人など、複雑化・複合化した課題を抱える人々への支援が課題となっています。

市民意識調査では、男女共同参画を推進するためのハ尾市の取り組みについて、「様々な困難を抱える人々への支援」について「不満足」という意見（「不満」と「どちらかといえば不満」を合わせた値）が21.4%と高く、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて、ひとり親家庭の求める施策としては、「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、学習の場を充実させる」も比較的高い割合となっています。

様々な困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるようにするために、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活を支援するとともに、生きがいづくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めることが必要です。

「基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」についての課題

○ 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進について

次世代を担う子どもたちについては、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

市民意識調査では、男女平等に関する意識について、「平等である」は「学校教育の場では」が49.1%で最も高くなっています。また、学校の中での必要な取り組みについて、「進路指導や職業観の育成について、性別による区別なく能力を生かせるよう配慮する」が最も高く58.1%、次いで「学校生活の中で、性別による役割分担をなくす（児童・生徒会長などのリーダー的役割は男の子で、女の子は補佐役など）」が46.3%、「男女平等の意識を育てる授業をする」が39.5%となっています。

市では、学校園において「男女平等教育指導事例集」等を使用し、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、各種ハラスメントが個人の尊厳や人権を侵害するものであること、性の多様性の理解についての学習を進めています。

今後も、性別による固定的役割分担意識をなくすとともに、性的マイノリティの立場にある子ども達がありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、多様性の理解に向けた教育を進めていくことが必要です。

○ 固定的な性別役割分担意識の解消について

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。

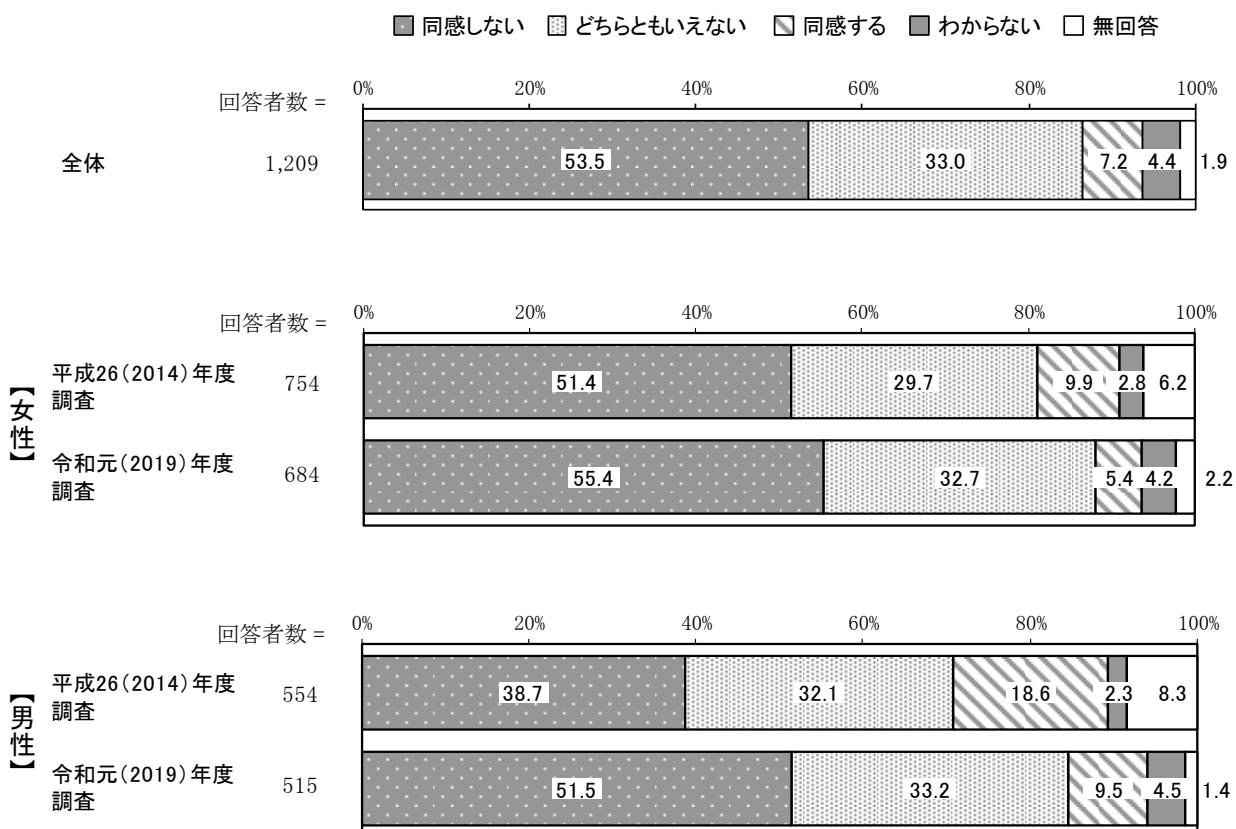
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方について、「同感しない」が53.5%で最も高く、前回調査と比較すると、「同感しない」は、女性が4.0ポイント増加し、男性も12.8ポイントと大きく増加しており、固定的な性別役割分担意識は改善傾向がみられます。また、今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会における意識を高めること」が46.2%で最も高く、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が41.3%となっており、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについては、「社会教育や生涯学習の分野で、男女共同参画についての理解を深める機会をつくる」が28.4%となっています。

一方、男女平等に関する意識については「男性優遇」が「政治の場では」が68.6%、「社会通念・慣習・しきたりなどでは」が68.8%となっています。また、「社会全体では」が63.4%と高く、前回調査と比較すると、横ばいとなっており、依然として社会全体での固定的な性別役割分担意識が存在しています。

また、市内の中学生（義務教育学校7年生～9年生含む）や高校生からは、男女は平等であるという意見や、場面によっては役割分担があるのも効率的ではないかという意見など、様々な意見が出された中で、話し合うことや多様性を認め合うことの大切さにも注目しました。

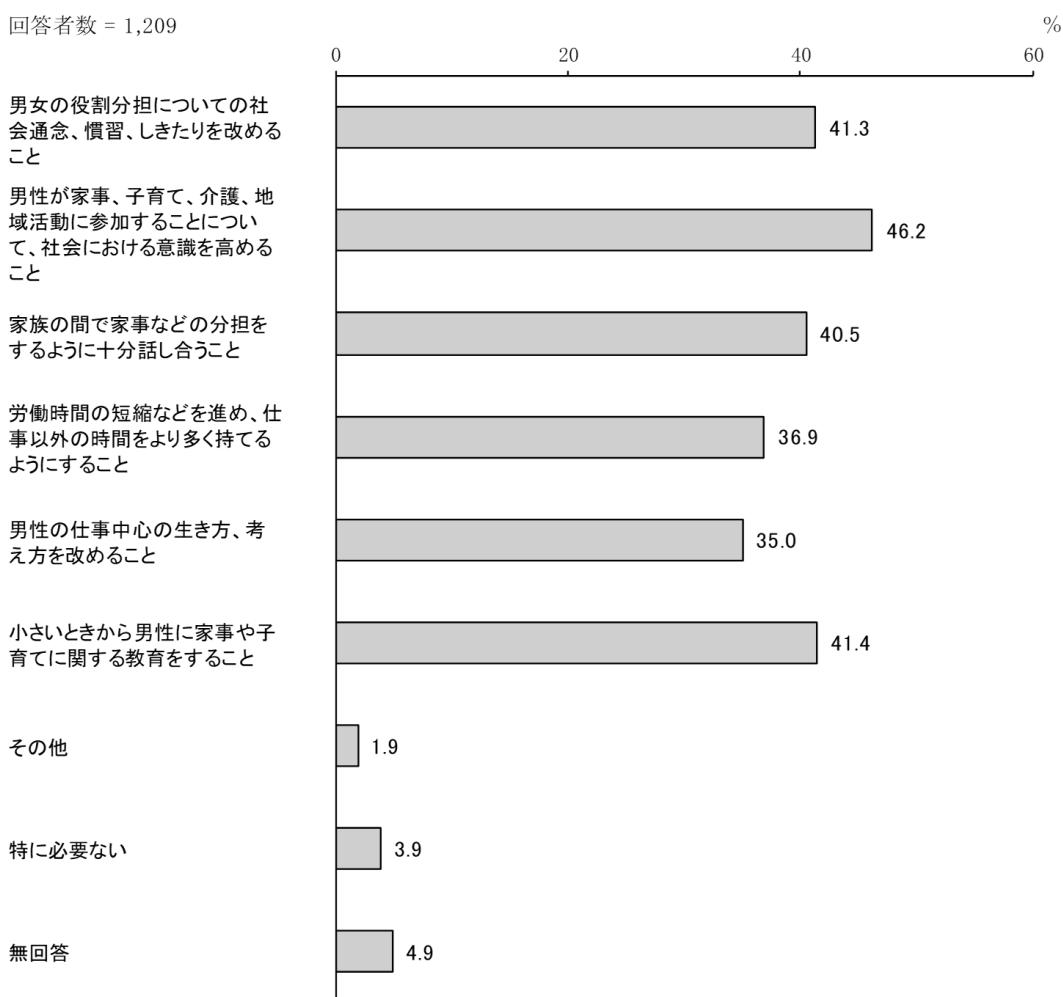
男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かれ合い、個性と能力を発揮できる社会を築くためには、社会全体での意識改革を図ることが必要です。同時に生活の場である家庭においても、アンコンシャス・バイアスの解消を図り、男女共同参画社会に向けた意識啓発を促進することが必要です。

「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方について



男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて

回答者数 = 1,209



○ 地域における男女共同参画の推進について

男女共同参画社会の実現には、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

市民意識調査では、男女平等に関する意識について、「地域活動の場」で男女が「平等である」と回答した割合は、男性で41.9%、女性で26.5%となっており、性別によるギャップが生じています。また、今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会における意識を高めること」が46.2%で最も高くなっています。

市では、校区まちづくり協議会などの地域の組織において、役員の大半が男性だという状況にあるため、女性の役員が孤立しないように、女性のネットワーク力を活かして横のつながりを広げるべく、防災など、地域につながる様々な課題をテーマに地域で活動する女性を中心とした交流会（やおキラ交流会）を開催し、地域活動における男女共同参画の推進を図っています。

地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、参加へのきっかけづくりが重要となり、性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

○ 男女共同参画推進拠点について

市民意識調査では、八尾市男女共同参画センター「すみれ」について、「知っている」が7.9%と低く、利用したことがない理由について、「特に利用する必要がない」「利用したい情報などがない」「何をしているところかがわからない」などが挙げられています。

今後も、八尾市男女共同参画センター「すみれ」の周知を図りつつ、相談機能の強化等を進めていく必要があります。

1 計画の基本理念

本市では、平成21（2009）年12月に制定した「八尾市男女共同参画推進条例」において、次の6つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

〈八尾市男女共同参画推進条例の基本理念〉

1 男女の人権の尊重

男女が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと及び個人として能力を發揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることが必要です。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されることが必要です。

3 政策・方針決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

4 家庭生活との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮されることが必要です。

5 身体・健康への配慮

男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思が同等に尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されることが必要です。

6 國際的協調

男女共同参画の推進に関する取組は、国際的な理念及び情勢と関連していることから、その動向に留意して行われることが必要です。

2 | 計画の目標

本計画においては、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」を踏まえ、性別にかかわりなくすべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。

そのため計画の目標は、現計画の目標を尊重し、「誰もが^{い　い}活き活きと活躍できる共同参画社会へ」とします。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進することにより、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会を実現していきます。

誰もが^{い　い}活き活きと活躍できる共同参画社会へ

性別にかかわりなくすべての人が活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画や多様性について、市民一人ひとりが理解を深めることが不可欠です。

そのため、基本目標は現計画の内容を受け継ぎながらその構成を見直し、男女共同参画推進の土台となる「男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」を基本目標Ⅰとし、基本理念の実現をめざします。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわりなく多様な生き方を選択でき、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう子どもの頃から学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

特に、本市では固定的な性別役割分担意識は改善傾向がみられるものの、依然存在しています。男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かれ合い、個性と能力を発揮できる社会を築くためには、社会全体での意識改革を図ることが重要であり、様々な分野への男女共同参画の意識啓発を重点施策と位置づけます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。多様な働き方を選択するためのサービスの充実により、誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける男女差別をなくし、すべての人が安心して働くことが確保される環境づくりや各種制度の取得・普及の促進により、様々な分野で、女性が自分らしく活躍できるようにしていきます。

さらに、地域の場においても、一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるような環境づくりに取り組みます。

本市では、共働き世帯が増加している状況の中で、女性と男性で家事の分担意識にギャップが生じており、特にフルタイム同士の共働きにおいて女性と男性でのギャップが顕著にあらわれています。性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活の実現が重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を重点施策と位置づけます。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）などに対応するため、DVや各種ハラスマントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行うとともに、子どもの頃からデートDV^{*}の被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、人生100年時代の健康に向けた取り組みを推進するとともに、様々な困難に直面する人々に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性を鑑み、男女共同参画の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

そして、性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等を含む様々な人権課題に加え、女性であることで更に複合的な課題を抱える人々に対して、包括的に相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

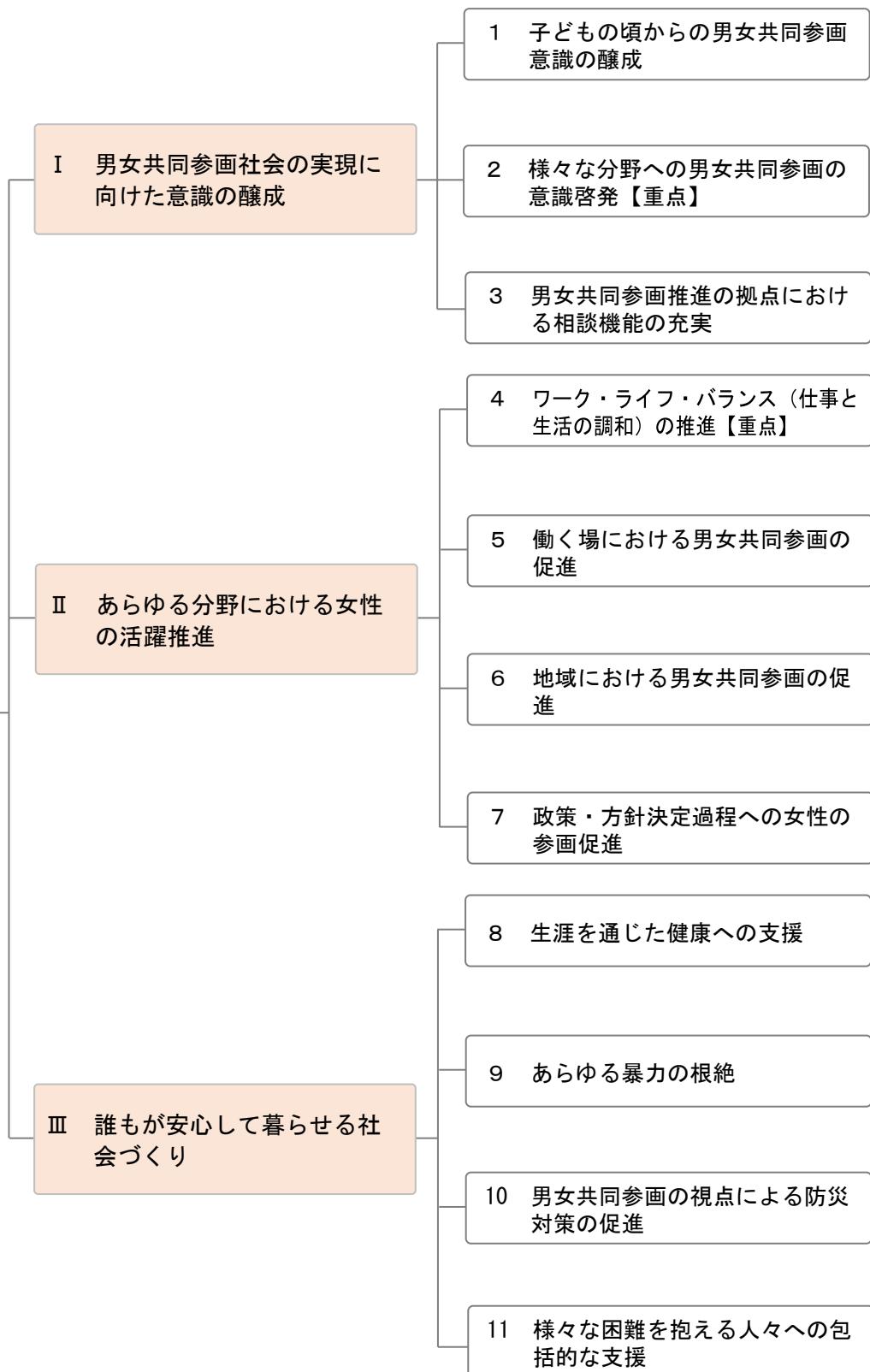
3 | 計画の体系

[計画の目標]

[基本目標]

[基本課題]

誰もが生き生きと活躍できる共同参画社会へ



※基本目標Ⅱを「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。

※基本課題9を「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。

※第4章の「取り組み内容」の「担当課」は令和3（2021）年4月1日からの名称を記載しています。

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

基本課題 1 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びとはぐくむ家庭教育、学習等の機会の充実に努めます。

また、保育士、教職員等への研修を充実し、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校等における教育を推進します。

1

子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

取り組み名	取り組み内容	担当課
認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小・中・義務教育学校等における 男女平等教育・学習の推進	子どもの頃から男女共同参画意識をはぐくむため、あらゆる機会において、男女平等教育を推進します。	こども施設運営課 学校教育推進課 人権教育課
保育士、教職員等への意識啓発・研修の充実	保育士、教職員等に男女平等・男女共同参画意識や多様性の理解の促進を図るとともに、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させます。	こども施設運営課 人権教育課
家庭・地域における 男女共同参画を促進するための学習機会の提供	家庭の教育力の向上をめざす上で、男女共同参画の視点を持って保護者等に学習機会を提供します。	生涯学習課

基本課題2 様々な分野への男女共同参画の意識啓発【重点】

男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、そのことにとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。さらに、性の多様性に関する正しい知識・情報を提供することで、性的マイノリティの方々への理解促進を図り、誰もが性別にかかわらず自分らしく活躍できる社会の実現をめざします。

2 男女共同参画の意識啓発（多様性の理解促進）

取り組み名	取り組み内容	担当課
男女共同参画を推進する広報・啓発活動や情報提供	幅広い市民に対し男女共同参画について考える機会を提供するため、性別やライフステージに応じた効果的な周知方法を検討し、多様な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。また、図書資料等を活用し、男女共同参画に関する情報提供に努めます。	人権政策課
男女平等に基づいた性に関する教育の充実	誰もが互いの人格と人権を尊重することができるよう、性の多様性に関する正しい知識・情報を提供するとともに、学習機会の充実を図ります。 また、市の施策全般に多様性の視点を反映させるべく、市職員に対する意識啓発を図ります。	人権政策課 学校教育推進課 人権教育課
男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー※の向上	市の情報発信において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を推進します。	広報・公民連携課 人権政策課

基本課題3 男女共同参画推進の拠点における相談機能の充実

男女共同参画を推進する拠点施設として、八尾市男女共同参画センター「すみれ」における啓発事業や情報発信などに努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

3

男女共同参画推進の拠点の充実

取り組み名	取り組み内容	担当課
啓発事業等の開催	男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図るための啓発事業等を開催します。	人権政策課
男女共同参画に関する情報収集・提供の充実	広く市民に男女共同参画の意識啓発を促すため、八尾市男女共同参画センター「すみれ」を拠点として、男女共同参画に関する情報や関連図書を充実します。	人権政策課
相談事業の充実	女性を取り巻く問題の解決、支援を図るため、相談窓口の周知を積極的に図り、男女共同参画の視点に立った様々な悩み等に対する相談事業を充実します。	人権政策課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本課題4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点】

企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みについて支援を行うとともに、男女がともに家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組み、男性自身が積極的に参加できるように促していきます。

さらに、あらゆるハラスメントを防止することで、働き続けやすい職場環境の整備を図ります。

4

ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

取り組み名	取り組み内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	共働き世帯の増加を踏まえ、仕事と家庭生活の両立を図り、女性も男性もともに仕事・家庭・地域社会に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組みます。	人権政策課 こども若者政策課 労働支援課
男性の家事・子育て・介護等への参加の促進	男性が積極的に、家事・子育て・介護等にかかわるよう学習機会や情報を提供します。	職員課 高齢介護課 健康推進課 こども若者政策課 こども総合支援課

5

事業者等による取り組みの促進

取り組み名	取り組み内容	担当課
働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備	働き方改革やテレワークの拡大を踏まえ、これまでの働き方を見直し、性別による固定的な役割分担意識の解消等による職場風土の改革や多様な働き方を推進します。また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※等の様々なハラスメントが起こらないよう、事業者や労働者に対して働きかけます。	人事課 職員課 人権政策課 労働支援課 教育政策課

6 仕事と子育て・介護等の両立のための支援 (多様なライフスタイルに対応した支援)

取り組み名	取り組み内容	担当課
子育てへの支援の充実	「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」を推進し、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図ります。	こども若者政策課 こども総合支援課 こども施設運営課 保育・こども園課
認定こども園・保育所（園）の整備の推進	保育ニーズに対応するために分園や小規模保育施設の新設、既存施設の増築等の検討を行います。また、老朽化に伴う改築や大規模修繕等による保育環境の改善、私立保育所（園）・幼稚園が認定こども園へ移行するための整備促進を図ります。	保育・こども園課
介護への支援の充実	仕事と介護の両立支援の一環として、利用者が介護保険サービスを適切に利用できるよう、介護保険に関する情報提供や相談窓口の充実を図ります。	高齢介護課

基本課題5 働く場における男女共同参画の促進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進し、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に促します。

また、女性のチャレンジ支援や人材育成に向けた取り組みにより、女性のエンパワーメント*を図ります。

7

就職・再就職・起業等への支援

取り組み名	取り組み内容	担当課
就職・再就職に対する支援	関係機関と連携し、就職・再就職に関する情報を提供するとともに、個々の状況に応じた相談支援を行います。	労働支援課
起業等に対する支援	起業をめざす女性に対する支援や、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。	人権政策課 産業政策課

8

多様な働き方ができる環境づくりの推進

取り組み名	取り組み内容	担当課
多様な働き方の啓発	感染症拡大により、テレワーク等の多様な働き方が広がっており、育児・介護休業、時差出勤、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発に取り組みます。	人事課 職員課 人権政策課 労働支援課

9 女性の人材育成（エンパワーメント）、「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施（女性のチャレンジ支援）

取り組み名	取り組み内容	担当課
女性リーダーの育成・支援	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性のエンパワーメントに向けた支援やネットワークづくりなど女性リーダーの育成・支援に取り組みます。	人権政策課
女性のチャレンジ支援	個性と能力を発揮して自分らしく活動したいと考える女性が一步踏み出すきっかけとなるように、女性のチャレンジ支援を行います。	人権政策課
企業等への女性の活躍促進	様々なライフステージにある働く女性一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、企業等に対して働きかけます。	人権政策課 労働支援課
「市町村推進計画」の推進	「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」に掲げた取り組みを推進します。	人権政策課
「特定事業主行動計画※」の推進	「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた取り組みを推進します。 また、産育休者を対象とした復職サポート制度、交流会等の庁内における育児休業中職員の復職支援を行います。	人事課 職員課 人権政策課

10 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

取り組み名	取り組み内容	担当課
「男女雇用機会均等法※」などの関係法令の周知	性別にかかわりなく個性と能力を発揮することができる雇用環境づくりを促進するため、事業主や労働者等に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」など関係法令の周知に努めます。また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの防止に向けた普及啓発に取り組みます。	労働支援課
総合評価入札制度の実施	事業所の男女共同参画への取り組みを促す手法として、総合評価入札制度の実施に取り組みます。	契約検査課

基本課題6 地域における男女共同参画の促進

地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには多様な人材の確保が必要となります。地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるよう、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう働きかけます。

11

地域団体等における女性の活躍促進（参加しやすい環境づくり）

取り組み名	取り組み内容	担当課
地域で活動する団体等への女性の参画促進と地域活動における男女共同参画の促進	<p>地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、地域で活動する団体等に対して働きかけます。</p> <p>また、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習や慣行を見直し、性別や年代にかかわらず、積極的に地域活動に参加できる取り組みを進めます。</p> <p>さらに、女性同士の交流を促進することで、女性が団体の役員等を担うなど地域のまちづくりにおける男女共同参画の取り組みを促進します。</p>	人権政策課 コミュニティ政策推進課

基本課題7 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会などの委員について女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけるとともに、市の女性職員について、市の特定事業主行動計画に基づき職域拡大及び管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

また、企業や市の関係団体等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

12

政策・方針決定過程への女性の参画推進

取り組み名	取り組み内容	担当課
市の審議会などの委員への女性の登用の推進	政策・方針決定過程への女性の参画を図るために、審議会等への女性の登用を推進します。また、女性委員の参画がない審議会等の解消に努めます。	人権政策課
市の管理監督職等への女性の登用の推進	市職員の管理監督職・教職員の管理職への女性の登用を推進します。	人事課 教育政策課
女性の参画を推進するための研修や学習機会の提供	女性の参画を推進するため、市職員・教職員に対する研修や学習機会を提供します。	人事課 人権政策課 教育政策課
企業における意思決定の場への女性の参画促進	企業等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。	人権政策課 労働支援課
地域における意思決定の場への女性の参画促進	地域で活動する団体等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。	人権政策課 コミュニティ政策推進課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本課題8 生涯を通じた健康への支援

妊娠から出産期において、安心して妊娠・出産できる環境づくりを図るため、妊娠・出産・育児に関する相談・指導などの母子保健施策の充実を図ります。また、生活習慣や身体的な特徴の違いによって、男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯を通じた心身の健康づくりのために、健康相談や健康学習の支援等を充実します。さらに、予期せぬ妊娠などを防ぐため、性教育の充実を図ります。

13

生涯を通じた健康の保持・増進

取り組み名	取り組み内容	担当課
心と体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供	生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を培い、妊娠、出産などについての自己決定を尊重する意識を持つよう、性教育の充実と講座の開催など、学習機会を提供します。	健康推進課 学校教育推進課 人権教育課
生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等の充実	生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等を充実します。	健康推進課
妊娠・出産期における健康支援	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、健康診査や健康相談、医療における支援を充実します。	健康推進課 市立病院 (企画運営課)
母子保健の増進	地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の強化として「母子保健相談員（助産師）」を配置し、支援が必要な妊婦の早期把握に努め、その支援を行うとともに、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施します。	健康推進課
健康をおびやかす問題についての対策の推進	喫煙・飲酒・薬物、各種感染症など、健康をおびやかす問題についての情報や学習機会を提供します。	健康推進課 学校教育推進課
自殺対策の推進	「八尾市自殺対策推進計画」を踏まえ、相談支援事業の充実及び「八尾市自殺対策計画審議会」による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ることにより、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。	保健予防課

基本課題9 あらゆる暴力の根絶

暴力は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行います。

特に、配偶者等からの暴力（DV）は家庭内で行われるケースが多く、被害が潜在化・深刻化しやすいため、相談窓口の周知や様々な機会を通じた啓発を進めるとともに、関係機関と連携しながら被害者の支援を行います。加えて、恋人間における暴力（デートDV）についての教育及び周知啓発を進めます。

また、職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供、企業や市民に対する啓発活動を進めます。

14

あらゆる暴力根絶に向けた取り組みの推進

取り組み名	取り組み内容	担当課
DV等あらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進	DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶のため、様々な媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。	人権政策課 労働支援課 人権教育課
犯罪防止のための地域環境の整備	公園や道路などへの街灯・防犯カメラなどの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取り組みを進めます。	危機管理課
相談窓口の周知	八尾市男女共同参画センター「すみれ」、八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センターなどの相談窓口の周知を図ります。	人権政策課 こども総合支援課

子ども、若者への予防啓発の推進

取り組み名	取り組み内容	担当課
暴力を防止する教育の推進	暴力を防止し、すべての人の人権を尊重することができる意識をはぐくむため、学校教育などを通じて、自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができ、他人の命も大切にできる教育を推進するとともに、寄せられた相談に対しては、関係機関との連携により対応します。	人権教育課
デートDVの予防・啓発の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないようにするために、小学校の高学年や中学生等の早い段階から、啓発リーフレットの配付や学習機会を提供するなど、デートDVの予防啓発に向けた取り組みを行います。また、教育関係者や保護者に対する研修等を充実します。	人権政策課 人権教育課

被害者支援体制の充実

取り組み名	取り組み内容	担当課
相談支援体制の機能の充実	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談、情報提供、関係機関との連絡調整等の機能の充実を図り、誰もが安心して利用できる相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。	人権政策課
外国人市民、高齢者、障がいのある人への配慮	外国人市民、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等の状況に配慮して、様々な暴力に関する相談に対応します。	人権政策課 コミュニティ政策推進課 市民課 高齢介護課 障がい福祉課
緊急時における被害者の安全確保	危険があり、緊急を要するDV被害者や性被害者等に対して、警察署や医療機関、配偶者暴力相談支援センター※等との連携のもとで、一時保護につなぐなどの被害者の安全に重点を置いた支援を行います。	人権政策課 高齢介護課 障がい福祉課 こども総合支援課
被害者の自立支援	多様で複雑な相談内容に対応していくとともに、DV被害者が置かれた状況に応じて、必要となる手続き等について、様々な制度に関する情報を提供します。また、被害者の安全を確保するため、住民基本台帳における閲覧制限等の支援を実施するとともに、住民基本台帳の情報の提供を受けている関係課に対し、DV被害者情報の管理の徹底を呼びかけます。	人権政策課 市民課
推進体制の充実	「八尾市DV対応連絡会」や「八尾市男女共同参画施策推進本部」、「八尾市男女共同参画審議会」などにおいて、DV被害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性などを検討し、推進体制の充実を図ります。	人権政策課
関係機関との連携強化	大阪府と府内でDVにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図ります。	人権政策課
加害者への対応	加害者の更生を目的とした国・大阪府等の取り組みに関する情報収集に努め、周知を行います。	人権政策課

基本課題10 男女共同参画の視点による防災対策の促進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

17

男女共同参画の視点による防災対策の促進

取り組み名	取り組み内容	担当課
防災における男女共同参画の推進	多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取り組みを進めます。	危機管理課
防災分野における女性の参画拡大	地域における災害発生時の防災体制強化を図るため、消防団への青年層及び女性の入団を促進するとともに、女性団員に配慮した活動環境の充実を図ります。また、女性消防吏員の人材育成としての能力開発を図り、職域拡大を進めます。	消防総務課 警防課

基本課題11 様々な困難を抱える人々への包括的な支援

生活困窮や介護・介助を必要とする人など、様々な困難を抱える人々に対し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、地域、団体、事業者と連携して支援を行います。さらに、性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等を含む様々な人権課題に加え、女性であることで更に複合的な課題を抱える人々への理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに向けて啓発を進めます。

18 生活困窮者の自立に向けた支援の充実

取り組み名	取り組み内容	担当課
生活困窮者の自立に向けた支援の充実	「生活困窮者自立支援法※」の施行に伴い設置した「八尾市生活支援相談センター」において、相談者の抱える生活困窮を軸とした複合的な課題に対し、関係機関等と連携し、個別的、包括的、継続的な支援を行います。	地域共生推進課
ひとり親家庭への支援の充実	生活や子育て等の様々な場面で困難な状況にあるひとり親家庭に対し、それぞれの家庭の状況に応じて生活支援や就労支援、経済的な支援を実施します。	こども若者政策課 労働支援課

19 介護・介助を必要とする人への福祉の充実

取り組み名	取り組み内容	担当課
介護・介助を必要とする人への福祉の充実	介護・介助を必要とする人が、安心して適切なサービスを受けることができるよう、サービスの質の向上に努めます。	高齢介護課 障がい福祉課

複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

取り組み名	取り組み内容	担当課
複雑化・複合化した課題を抱えた世帯に対する連携支援体制の構築	介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を関係機関で支えるために、総合調整機能を持つ「つなげる支援室」を設置し、各相談機関の連携を強化し、市全体の相談機能の向上を図ります。	地域共生推進課
外国人市民に対する多言語による情報提供	外国人市民が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供するなどのサービスの向上に努めます。	人権政策課
複合的に困難な状況に置かれている人々に対する関係機関と連携した支援	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等、様々な人権課題に加え、女性であることで更に困難な状況に置かれている人々に対して、関係機関と連携した支援を行います。	人権政策課 高齢介護課 障がい福祉課 生涯学習課
人権尊重の観点からの配慮	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等、様々な人権課題に加え、女性であることで更に困難な状況に置かれている人々などに対する偏見や差別をなくす啓発を進めます。また、人権侵害があつてはならないなどの人権尊重の観点から配慮します。	人権政策課 人権教育課

【計画の数値目標一覧】

(基本目標Ⅰ～Ⅲの数値目標)

	項目（指標）	単位	策定値 (平成26 (2014) 年度)	現状値 (令和元 (2019) 年度)	目標値 (令和7 (2025) 年度)
基本 目標Ⅰ	男女共同参画が実現していると思う市民の割合（「あなたは、性別に関わらず男女が互いに認められる差別のない社会が実現していると思いますか」に肯定的な回答をした人の割合） ※八尾市民意識調査	%	27.2	33.2	35.0
	八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度（「知っている」と答えた人の割合） ※男女共同参画についての市民意識調査	%	7.7	7.9	50.0
基本 目標Ⅱ	教育・保育給付の確保方策（2号・3号）	人		5,706	7,024※ ¹
	市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	%	30.6	33.0	40.0
	女性委員の参画がない審議会等の数（休会中を除く）	会議体	11	7	0
	市の男性職員の育児休業取得者数及び部分休業取得者数	人	3	23	前年度比増 ※ ²
	市の職員の出産補助休暇取得者率	%	94.3	85.7	100.0
	市役所の女性管理監督職（監督職以上）の割合	%	34.5	36.6	42.5
	小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合	%	19.8	21.8	30.0
基本 目標Ⅲ	乳がん検診の受診率	%	24.3	22.1	50.0
	子宮がん検診の受診率	%	31.7	27.2	50.0
	配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合（配偶者等からの暴力について「されたことはない」人及び無回答の人を除いた割合） ※男女共同参画についての市民意識調査	%	女性 29.3 男性 16.1	女性 29.9 男性 12.8	女性 15.0 男性 8.0
	DV被害に対する相談窓口の認知度（「相談窓口を1つも知らない」人の割合） ※男女共同参画についての市民意識調査	%	10.6	14.2	5.0

※1 八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）による令和6（2024）年度の目標値

※2 次世代育成支援対策推進法に基づく第2次八尾市特定事業主行動計画の目標値



第5章

推進体制

1 庁内の推進体制の充実

男女共同参画を推進するため、本市では「八尾市男女共同参画推進条例」に基づき、「八尾市男女共同参画施策推進本部」を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化を図ります。

さらに、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する行政自らが、男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのため、各所属に「男女共同参画推進員」を配置し、引き続き市政のあらゆる分野において男女共同参画を推進するための意識を職員全体に浸透させるとともに、市が実施する施策の中に男女共同参画の視点の導入を積極的に推進します。

さらに、男女共同参画推進員を中心に、職員一人ひとりが能力を発揮でき、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めます。

2 市民、事業者等との連携

本計画のめざす目標の実現に向けて、市民、学校、事業者、団体などと、互いの自立性を尊重しながら、それぞれの得意分野や特徴を活かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

3 国、府等関係機関との連携

本市の男女共同参画の取り組みは、国際的な動きや、国、大阪府の動きと連動しながら進めてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後も国や大阪府、その他の機関と連携し、施策の推進を図ります。

4 | 計画の進捗管理

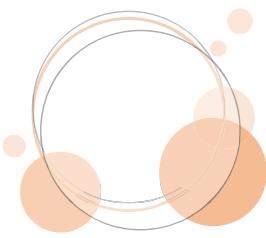
男女共同参画に関する事業の進捗状況を把握・評価することは、本市の男女共同参画の推進度合いを明らかにすると同時に、施策の推進における課題を見つけ、より効果的な取り組みに発展させることにつながります。

毎年、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握・点検し、年度ごとに進捗管理を行います。

また、その結果を「八尾市男女共同参画審議会」に報告し、意見を求め、計画の目標の実現に努めるとともに、「八尾市男女共同参画推進条例」に基づき、市民に公表します。

5 | 男女共同参画に関する調査・研究

本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を効果的に取り入れられるよう、市民の意識やニーズを把握し、男女共同参画に関する市民意識調査を定期的に実施して公表するなど、調査研究を行います。



資料編

1 用語解説（五十音順）

あ行	
アンコンシャス・バイアス	無意識の思い込み、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことをいいます。
M（エム）字カーブ	日本の女性の労働力率や就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られません。
エンパワーメント	自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいいます。
さ行	
就業率	15歳以上の人口に占める就業者（従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていないながら病気などのために休んでいる者、ただし家族従業者を除く）の合計）の割合のことをいいます。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律です。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。10年間の時限立法。※平成27（2015）年9月4日公布・同日施行（一部令和元（2019）年5月29日に改正）
生活困窮者自立支援法	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27（2015）年4月1日に施行されました。同法に基づき、現に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の相談に応じ、専門の支援員が対象者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、寄り添いながら支援を行います。（一部平成30（2018）年10月1日に改正）
性自認	性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。
性的指向	恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。
性的マイノリティ	同性愛者、バイセクシュアル（恋愛、性的指向が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人）、トランスジェンダー（性別違和など心と体の性が一致しない人）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明確な人）などの人々のことをいいます。

さ行	
セクシュアル・ハラスメント	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいい、それにより就業、学業等において一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることをいいます。
た行	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体、国民の責務などを定めた法律で、平成 11 (1999) 年に公布・施行されました。
男女雇用機会均等法	雇用の分野において男女の均等な機会と待遇の確保などを目的として昭和 61 (1986) 年に施行されました。「募集・採用」「配置・昇進」時における女性に対する差別の「禁止」やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進、マタニティ・ハラスメントに対する防止措置義務、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが定められています。(一部平成 28 (2016) 年 3 月 31 日、令和元 (2019) 年 6 月 5 日改正)
デートDV	DV の内、交際相手との間で起こる暴力のことをいい、10 歳代、20 歳代といった、とりわけ若い世代において身近な問題となっています。
テレワーク	情報通信技術 (I C T) を活用した、場所にとらわれない柔軟な働き方のことです。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の 3 つに分けられます。ワーク・ライフ・バランスを図りつつ業務効率化、生産性向上を実現させ、少子高齢化、地域活性化等の課題解決にも資するものとして期待されています。
特定事業主行動計画	「女性活躍推進法」に基づき、雇用主として民間企業等（一般事業主）及び国・地方公共団体（特定事業主）は、政府が別途定める事業主行動計画策定指針に即して、それぞれ一般事業主行動計画又は特定事業主行動計画を策定・公表すること等とされています。その策定に当たっては、各事業主の女性の採用比率や管理職比率、労働時間の状況、継続勤務年数の男女差等について把握・分析を行い、その結果を勘案して、数値目標や取り組みを行動計画に盛り込む必要があります。また、各事業主は、上記のほか、女性の求職者の職業選択に資する情報についても定期的に公表することとされています。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	夫婦や生活の本拠を共にする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。
は行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。令和元 (2019) 年の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられている DV 被害者救済のための拠点施設です。センターでは次の業務を行います。①相談②医学的・心理学的な指導③安全の確保及び一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供・援助。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供することをいいます。

ま行	
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いのことをいいます。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
ら行	
ライフステージ	出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のことをいいます。
ライフコース	個人が一生の間に、就職・結婚・出産・転居などのイベントを経てたどる道筋のことをいいます。イベントを経験するかどうか、いつ経験するかについては個人によって多様性があります。
リベンジポルノ	性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネット上などで公表する行為のことです。インターネット上に公表された情報は多くの第三者の目に触れるとともに、完全な削除が難しいことなどから被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生しています。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることをいいます。

2 関連法規

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女子差別撤廃条約 昭和60(1985) 年批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権

利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいなかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有す

るものをいう。

第二条

- 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適當な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。
- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適當な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適當な手段により確保すること。
 - (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適當な立法その他の措置（適當な場合には制裁を含む。）をとること。
 - (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
 - (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
 - (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとること。
 - (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとること。
 - (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとる

ことは、差別と解してはならない。

第五条

- 締約国は、次の目的のためのすべての適當な措置をとる。
- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
 - (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適當な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとなつないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける

権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十三条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十四条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、

契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしていないかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的权利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、

- この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定め

る任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約
又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれ

の紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の

養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画

計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略
十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条一第二十二条）
- 第五章 雜則（第二十三条一第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければな

らない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学

的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭

和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された

場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一條 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができます。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付きなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に

について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲

げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する

理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事が委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げ

- る費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号）
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）
抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並
びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四
月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同
条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第
一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同
法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一
日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供

の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表し

なければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、

創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下の項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏

らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月

一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改め

る部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 | 八尾市男女共同参画推進条例

平成 21 年 12 月 25 日
条例第 29 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、「平等・開発・平和」を目標に掲げた国際婦人年以降、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准等を軸とした国際社会の動きと連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。そして、平成11年には、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。

しかしながら、固定的な性差観は依然として残っています。多くの市民が社会における男女間の不平等を感じています。さらに、社会経済情勢が大きく変化する中で、格差の拡大やドメスティック・バイオレンスが社会問題化するなど、新たな課題が生まれています。

八尾市においても、人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画の推進に向けた取組を行ってきましたが、市民一人ひとりが性別によって社会的な役割を決められることなく、生き生きと暮らすことのできる社会の実現には、なお一層の努力が求められます。

八尾市は、多様な分野で市民の自主的な活動が活発に展開されるなど、市民活動の盛んなまちです。しかし、日々の活動は男女によって担われているにもかかわらず、活動の方針を決定する場に参画する女性の割合は高くありません。さらに、ものづくりのまちに代表される中小企業をはじめ、商業や農業等において多くの女性が従事していますが、男女の均等な雇用と待遇の確保には、なお至っていません。

豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる住みづけたいまちをめざしてまちづくりを進めていくには、誰もが性別に関わりなく個性と能力を十分に發揮でき、男女双方の視点や意見が地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと様々な分野に反映され、責任も成果も共に分かち合う男女共同参画の推進に向けた取組がより一層求められます。

このような認識に立ち、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、共に責任を担い、かつ、均等に成果及び利益を享受することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動によりその者に苦痛若しくは不快感を与える、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者である男女間又はこれに準ずる親しい関係にある男女間において、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等をいう。
- (5) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。
- (6) 事業者 市内で、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を

基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることとその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思が同等に尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際的な理念及び情勢と関連していることから、その動向に留意して行われること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画を推進するため、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、その推進のための体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その事業その他の活動を行うに当たり、基本理念に基づき、男女共同参画の推進

に努めるものとする。

- 2 事業者は、職場その他の活動の場における男女の対等な参画の機会の確保に努めるとともに、家庭生活との両立を支援するための環境整備に努めるものとする。

(協働)

- 第7条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、協働してこれに取り組むものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

- 第8条 何人も、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 3 何人も、個人の尊厳を侵すものであるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現、男女間における暴力を助長する表現その他過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画)

- 第10条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ八尾市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
 - 5 市長は、基本計画の実施状況について、定期的にその概要を公表するものとする。

(広報啓発等)

- 第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、相談体制及び支援策についての情報提供を行うものとする。

(教育及び学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(活動等への支援)

第13条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(意見、提案等の申出)

第14条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対し、意見、提案等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、男女共同参画の推進に資するよう迅速かつ適切に対応するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、八尾市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを行うものとする。

(相談への対応)

第15条 市長は、市民及び事業者から性別を理由とする差別的な取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。

(男女共同参画審議会)

第16条 男女共同参画の推進に関する事項について意見を聞くため、八尾市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 第10条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は委員15人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、学識経験者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、基本計画に相当するものは、第10条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

4 | 八尾市男女共同参画審議会規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 14 号

改正

平成 25 年 3 月 30 日規則第 4 号

平成 30 年 3 月 31 日規則第 42 号

令和 2 年 8 月 27 日規則第 68 号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市男女共同参画推進条例（平成21年八尾市条例第29号。以下「条例」という。）第16条第6項の規定に基づき、八尾市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第4条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の議事に關係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、本市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の任務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月30日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (後略)

附 則 (平成30年3月31日規則第42号抄)

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(3) (略)

(4) 八尾市男女共同参画審議会規則

(5)～(51) (略)

5 | 八尾市男女共同参画審議会 委員名簿

(令和3(2021)年1月29日現在)

氏 名	役 職 等
阿川 勇太	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン関西理事
億 智 栄	弁護士
下川 千恵美	公募市民
○新ヶ江 章友	大阪市立大学大学院都市経営研究科 人権問題研究センター准教授
◎筒井 淳也	立命館大学産業社会学部教授
西寺 美代子	八尾市女性団体連合会書記
朴 洋 幸	一般財団法人八尾市人権協会事務局長
原田 浩三	八尾商工会議所総務部部長
宮本 克己	人権擁護委員八尾地区委員会委員
森下 明美	八尾市民生委員児童委員協議会副会長
山中 あや子	八尾市自治振興委員会副会長
山根 和代	公募市民

◎会長、○副会長

6 | 計画の改定経過

期 日	内 容
令和元（2019）年 8 月 21 日	第 16 回八尾市男女共同参画審議会 ・八尾市男女共同参画審議会への諮問について ・計画の見直しと市民意識調査の実施について
令和元（2019）年 10 月 15 日 ～10 月 29 日	男女共同参画についての市民意識調査 ・調査対象：満 18 歳以上の男女 3,000 人（男 1,500 人、女 1,500 人）を住民基本台帳の中から無作為に抽出 ・配布数：3,000 件 ・有効回答数：1,209 件 ・有効回答率：40.3%
令和 2（2020）年 2 月 12 日	第 17 回八尾市男女共同参画審議会 ・男女共同参画についての市民意識調査の報告について
令和 2（2020）年 8 月 26 日	第 18 回八尾市男女共同参画審議会 ・「(改定) 八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」骨子案について
令和 2（2020）年 11 月 11 日	第 19 回八尾市男女共同参画審議会 ・「(改定) 八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」の素案について
令和 2（2020）年 11 月 30 日 ～令和 3（2021）年 1 月 6 日	市民意見提出制度（パブリックコメント）実施 ・「改定八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」（素案）についての市民意見募集
令和 3（2021）年 1 月 29 日 (書面協議)	第 20 回八尾市男女共同参画審議会 ・「八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」の中間見直しについて
令和 3（2021）年 2 月 9 日	「八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」の中間見直しについて（答申）

7 男女共同参画に関する国内外の動き

	世界の動き	国の動き	八尾市の動き
昭和50 (1975)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 (目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 	
昭和51 (1976)年			
昭和52 (1977)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 	
昭和53 (1978)年		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「婦人の現状と施策—国内行動計画に関する報告書」を公表 	
昭和54 (1979)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択 		
昭和55 (1980)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」一部改正[昭56.1施行] 	
昭和56 (1981)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
昭和57 (1982)年		<ul style="list-style-type: none"> ・労働省「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を発表 	○婦人担当窓口を企画課に設置
昭和58 (1983)年			○庁内女性職員による婦人問題懇談会を設置
昭和59 (1984)年		<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法の改正(父母両系主義等)[昭60.1施行] 	
昭和60 (1985)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民年金法等の一部を改正する法律」改正(女性の年金権の確立)[昭61.4施行] ・「男女雇用機会均等法」制定[昭61.4施行] ・「女子差別撤廃条約」批准 	
昭和61 (1986)年		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	
昭和62 (1987)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
昭和63 (1988)年		<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議 	○「男女平等を推進するための八尾市指針」を策定 ○「八尾市女性施策推進本部」を設置
平成元 (1989)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領改訂(中学・高校家庭科の男女必修化) 	

	世界の動き	国の動き	八尾市の動き
平成2 (1990)年	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3 (1991)年		・「育児休業法」制定[平4.4施行] ・「西暦2000年に向けての新国内行 動計画」第1次改定	○八尾市総合計画に女性施策が 位置づけられる
平成4 (1992)年		・婦人問題担当大臣設置 ・「生活大国5ヵ年計画」策定 ・「農山漁村の女性に関する中長期 ビジョン(新しい農山漁村の女性 2001年)」策定 ・介護休業制度に関するガイドライ ン策定	
平成5 (1993)年	・国連第48回総会「女性に対する暴 力の撤廃に関する宣言」採択 ・国連世界人権会議「ワイン宣言 及び行動計画」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」制定[平5.12 施行]	
平成6 (1994)年	・国際家族年 ・国際人口・開発会議（カイロ） ・ILO「パートタイムに関する条約及 び勧告」採択	・高校の家庭科男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び 「男女共同参画推進本部」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「今後の子育て支援のための施策 の基本的方向について」(エンゼ ルプラン)策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第2 回・第3回報告審議	
平成7 (1995)年	・第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」制定[平7.10 施行、一部11.4施行] ・「ILO 156号条約(家族的責任条 約)」批准	○「男女平等についての意識調査」 実施
平成8 (1996)年	・第1回子どもの性の商業的搾取に 反対する世界会議(ストックホル ム)	・「男女共同参画2000年プラン」 策定 ・男女共同参画推進連携会議(えが りネットワーク)発足	○「八尾市女性施策検討市民委員 会議」設置
平成9 (1997)年		・総理府に「男女共同参画審議会」 設置 ・「男女雇用機会均等法」改正[平 11.4全面施行] ・「介護保険法」制定[平12.4施行]	
平成10 (1998)年			○検討市民委員会議より「男女共 同参画社会の実現をめざして」 提言
平成11 (1999)年		・「児童買春・児童ポルノ禁止法」制 定[平11.11施行] ・「男女共同参画社会基本法」制定 [平11.6施行] ・「食料・農業・農村基本法」制定[平 11.7施行] ・「重点的に推進すべき少子化対 策の具体的実施計画について」 (新エンゼルプラン)策定	○「やお女と男のはつらつプラン～ 地域に根ざした男女共同参画社 会をめざして～」策定

	世界の動き	国の動き	八尾市の動き
平成12 (2000)年	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」制定[平12.11施行] ・「児童虐待防止法」制定[平12.11施行]	
平成13 (2001)年		・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」制定[平13.10施行、一部平14.4施行] ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ・「女性に対する暴力をなくす運動」開始	○「八尾市人権尊重の社会づくり条例」制定[平13.4施行] ○「八尾市総合計画」策定
平成14 (2002)年		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	○「八尾市男女共同参画施策検討市民委員会議」開催、「男女共同参画についての意識調査」実施
平成15 (2003)年		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」制定[平15.7施行] ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議	
平成16 (2004)年		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ ・「DV防止法」改正[平16.12施行]	○「やお女と男のはつらつプラン中間見直しへの提言」 ○「改定やお女と男のはつらつプラン」策定
平成17 (2005)年	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	○「八尾市次世代育成支援行動計画」策定
平成18 (2006)年		・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正[平19.4施行] ・東アジア男女共同参画担当大臣会合 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
平成19 (2007)年		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「DV防止法」改正[平20.1施行]	○「八尾市男女共同参画についての意識調査」実施
平成20 (2008)年		・「次世代育成支援対策推進法」改正[平21.4施行]	

	世界の動き	国の動き	八尾市の動き
平成21 (2009)年		・「育児・介護休業法」改正[平22.6施行 他]	○「第2次 やお女と男のはつらつプラン」策定 ○「八尾市男女共同参画推進条例」制定[平22.4施行]
平成22 (2010)年	・第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定	○「八尾市男女共同参画審議会」設置
平成23 (2011)年	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women)正式発足		
平成24 (2012)年	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
平成25 (2013)年		・「日本再興戦略」策定 ・「ストーカー規制法」改正[平25.10全面施行] ・「DV防止法」改正[平26.1施行]	○「八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(八尾市DV対策基本計画)」策定
平成26 (2014)年		・「リベンジポルノ法」制定[平26.11一部施行] ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定	○「男女共同参画についての市民意識調査」実施 ○「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」策定
平成27 (2015)年	・国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	・「女性活躍推進法」制定[平27.9一部施行] ・「日本再興戦略」改訂 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	
平成28 (2016)年		・「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」改正[平29.1施行] ・「ストーカー規制法」改正[平29.1施行] ・「女性活躍推進法」全面施行 ・「ニッポン一億総活躍プラン」公表 ・女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告審議 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	○「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」策定
平成29 (2017)年			
平成30 (2018)年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定[平30.5施行]	
令和元 (2019)年		・「DV防止法」改正[令2.4施行] ・「女性活躍推進法」改正[令2.6～順次施行] ・「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」改正[令2.6施行]	○「男女共同参画についての市民意識調査」実施
令和2 (2020)年		・性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	
令和3 (2021)年			○「八尾市はつらつプラン(改定版)～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」策定

八尾市はつらつプラン（改定版）

～第3次八尾市男女共同参画基本計画～

発行年月 令和3（2021）年3月

発行 八尾市政策企画部政策推進課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

電話 072-924-9309（直通）

刊行物番号 R2-181

※令和3（2021）年4月1日からの連絡先

八尾市人権ふれあい部人権政策課

電話 072-924-3830（直通）

